

Educated urban elite and witch persecution : a case study on an imperial city Hagenau in Alsace in the context of the reformation and the Thirty Years' War

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牟田, 和男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24091

論文

都市の教養エリートと魔女迫害
—— 宗教改革・三十年戦争を背景にしたアルザス
帝国都市ハーゲナウの場合 ——

牟田和男

1. はじめに
2. 都市ハーゲナウの政治体制と司法
3. 迫害の時系列的概観
 - 3-1 オッテンハイムのバルバラ
 - 3-2 第1期—16世紀の散発的裁判
 - 3-3 第2期—帝国代官府との綱引き
 - 3-4 第3期—大迫害
 - 3-4-1 宗派を巡る政治
 - 3-4-2 三十年戦争
 - 3-5 第4期—再度の沈静化と新しい眼差し
4. おわりに

1. はじめに

近世ヨーロッパにおける魔女迫害が時間的・地理的に均一のものではなく、非常に大きいばらつきがあったことはもはや常識と言っていい。昨今の地域史研究、個別研究は魔女迫害をその一般的な条件や背景に還元して事足りりとするのではなく、可能な限り歴史的個別的条件に関連づけて説明しようという努力の表われだと考えてよい。それによって初めて魔女迫害の不均等な発生が説明できるからである。ところで魔女は農村のものだというイメージがある。メルヘンの森の魔女、荒野の魔女といった文学的想像の世界だけでなく、20世紀以降の歴史学的魔女研究でも概ねそうした見解が有力であった。確かに大都市では激しい迫害の報告は乏しく、また近いうちにこれが劇的に覆される可能性は高くないであろう。ただ都市はその規模によって生活条件が大きく異なっている。中小規模の都市ではかなりの迫害が起きているところも多い⁽¹⁾。

⁽¹⁾ 2013年にはストラスブールでカルロ・ギンズブルグを交え「魔女と都市」というテーマで公開シンポジウムが行なわれている。Antoine Follain et Maryse Simon (dir.), *La sorcellerie et la ville = Witchcraft and the city*, Strasbourg 2018. (esp. Rita Voltmer, *Witchcraft in the City. Patterns of Persecution in the Holy Roman Empire*, p. 149-174.) このシンポジウムのパネリストでもあったフランク・メルシエの研究は「アラスのヴァルド派」として知られてきた初期の魔女迫害を再解釈しており注目される。cf.

かつてヨハネス・ディリンガーは都市の魔女迫害の穏和さをその政治システムに求めた見解を出している。元々種々の知識が交錯する都市は異端審問が焦点にしてきた空間でもあり、初期の魔女迫害はむしろ都市を中心に展開された。ところが後には規模の大きな都市ほど激しい迫害が起こらなくなったのはどのような要因によるのかという問題提起を行なっている。この問いに対して一般的な形での答えが出たとは未だ言い難いが、その後個別の都市研究は数多く出されている。事情は都市によって様々であり、また神聖ローマ帝国領について言えば領邦都市と帝国都市との違いも無視できない。ドイツ西南部の帝国諸都市についての研究をざっと一覧しても、エスリンゲン（1541-1666年犠牲者72名）、ロイトリンゲン（1565-1667年犠牲者53名）、ロットヴァイル（1546-1701年犠牲者287名）、シュヴェービッシュ・グミュント（1613-1617年犠牲者42名）、シュヴェービッシュ・ハル（1562-1674年犠牲者10-18名）、ウルム（1507-1682年犠牲者30名）など、迫害のパターンも集中時期も大きな違いを見せている⁽²⁾。

ディリンガーの見立てでは、都市では問題毎に意思決定のために特別に選任された合議体が存在し、それらが機能的に分化した機関として働いた結果、意思決定は客体化され相互監視の中に置かれたこと、特に都市支配層の中でも競合関係にある家系同士が牽制し合う構図が存在したことが暴走へのブレーキになったという⁽³⁾。筆者は先にアルザスの同盟諸都市を概観して、一部の例外を除き統計上全体的に顕著に少ないとは言えないが、それでも比較的穏やかな迫害状況であったことを確認しておいた。その要因の具体的な相については未だ明らかにできていないが、見通しとしてやや違う観点から次のような仮説を提示しておいた⁽⁴⁾。商工業者を中核にした中小都市の支配体制における都市エリートの心性は実際的な思考を特徴としている。彼らにとって超現実的な世界を詮索することは第一義的な関心事ではない。その一方で平民からの魔女告発は放置できないから、魔女裁判とい

Franck Mercier, *La Vauderie d'Aarras. Une chasse aux sorcières à l'Automne du Moyen Âge*, Rennes 2006. ; また、パーゼル、ルツェルン、ニュルンベルクを比較研究した Laura Stokes, *Demons of Urban Reform. Early European Witch Trials and Criminal Justice, 1430-1530*, Stanford 2011 も重要な業績である。; cf. Alison Rowlands, Art. 'Imperial Free Cities', in : Richard M. Golden (ed.), *Encyclopedia of witchcraft: the Western tradition*, vol. 2, Santa Barbara 2006. ; Oscar di Simplicio, Art. 'Urban Witchcraft', op. cit. vol. 4.

⁽²⁾ Gisela Vöhringer-Rubröder, *Reichsstadt Esslingen*, in : Sönke Lorenz und Jürgen Michael Schmidt (Hrsg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland, Ostfildern 2004*, S. 403-416 ; Thomas Fritz, *Reichsstadt Reutlingen*, in : ebd., S. 417-426 ; Mario R. Zeck, *Reichsstadt Rottweil*, in : ebd., S. 427-436 ; Klaus Graf, *Reichsstadt Schwäbisch Gmünd*, in : ebd., S. 437-442 ; Elisabeth Schraut, *Reichsstadt Schwäbisch Hall*, in : ebd., S. 443-452 ; Bernd Schlaier, *Reichsstadt Ulm*, in : ebd., S. 453-463.

⁽³⁾ Johannes Dillinger, *Hexenverfolgungen in Städten*, in : *Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschungen*, hrsg. von Gunther Franz und Franz Irsigler, Trier 1998, S. 129-165.

⁽⁴⁾ 拙稿「魔女観念と都市の司法—近世アルザス帝国都市の魔女裁判から」ヨーロッパ文化史研究 18号。

う形で対応せざるを得ない。魔女犯罪には既成の型に基づく幾つかの構成要件があるため、自白調書ではそれらを一通り揃える体裁をとったが、都市司法官はそのすべての要素を等しく考慮するのではなく、個別害悪魔術に重点を置いていた。それは中堅以下の市民層からの不満を吸収する必要から出たものであり、都市エリート自身は世界観的問題関心は希薄である。その意味で魔女裁判はすぐれて統治の問題でもあった。また特にハーゲナウに関しては、裁判件数が十都市同盟中シュレットシュタットと並んで多いこと、また裁かれた被告の内、都市内住民は実は半数以下であったことを指摘しておいた⁽⁵⁾。

ディリンガーの説明モデルは特に大都市に妥当するが、アルザスの同盟諸都市は多く中小の規模であり、政治的機能分化や支配層内部の緊張に乏しいところが多く、このモデルがすべて直接には当てはまりにくい。こうした難点はあるものの、その予想には依然として索出的な意義があると思われる。これに加えて筆者は文化と思考様式の問題を絡めて考えたい。とりわけ本稿の対象である十都市同盟の筆頭都市ハーゲナウは後述するように支配層の教養の高さと機能分化した都市機構によって特徴づけられる。以下、ディリンガーの指標を頭に入れた上で、ハーゲナウの魔女迫害を時系列的に追いながら、各々の時期の特徴を取り出してみたい。

2. 都市ハーゲナウの政治体制と司法

12世紀にその淵源を有し、13世紀に帝国直属身分としての特権を認められたハーゲナウは、その後1354年に結ばれ後世「十都市同盟」と言われるようになった都市同盟の盟主であり、また十都市同盟が忠誠を誓う帝国代官府(Landvogtei)が置かれた地でもあった。人口は1500年頃には6,000人を数え、コルマールよりやや少なく、シュレットシュタットよりやや多い中規模都市である。現ドイツ領で言えばトリーアがそれに近い。市の支配面積は十都市同盟諸都市の中でも格段に大きかったが、大部分は帝国代官府と共同管理していた「聖なる森」で占められている。ハーゲナウは3つの村落を直接支配(カルテンハウゼン、シルホーフエン、シルハイン)していたが、市の周辺には50に及ぶ帝国直属村落が存在していた。これら帝国村落は帝国代官府に統括されており、各自にシュルトハイスを擁していた。

都市ハーゲナウの市政は他のアルザス帝国都市と同様、ある意味での民主化闘争の歴史

⁽⁵⁾ 帝国都市とその支配領域下の農村において、周辺農村からの犠牲者が都市内からのそののほほ2倍近くに上ったロットヴァイル。迫害最盛期の犠牲者はもっぱら周辺農村からであったエスリンゲンの迫害は頭に留めておく価値がある。

だったと言える。14世紀には既にミニステリアーレンなどの貴族を追放していたハーゲナウはしかし大商人などの門閥が参審人（Schöfen）を独占する寡頭制であり、財政問題を巡って手工業者の不公平感が強かった。12名から成る参審人団こそが市の最高エリートであったが、14世紀末に各職能団体から選出された24人の合議体からも陪席判事たる参審人が2ないし3名選ばれるようになった。通常「参事会」と言えばこの参審人団と24人の手工業者代表の合同会議を指している。「24人衆」による市政への参入は民主化運動の成果であったが、4名の市長は参審人から、また4名の市警護官（Marschalk）が「24人衆」から選ばれていた。刑事裁判は帝国シュルトハイスが主宰する帝国代官府の職域であるものの、実際には市の参審人によって運営されていた。帝国代官府はシュルトハイスを通じて村落における刑事訴追の権能を持っていたが、通常は実体審理を含め最終判決はハーゲナウで、そして実質的には都市の裁判所に肩代わりしてもらっていた。都市ハーゲナウは帝国村落に対しても上級審としての役割を受け持っていたのである⁽⁶⁾。

このように「24人衆」が市の意思決定に加わることである程度の民主化が実現したように見える。市政の実務を司るのは課題毎にそれぞれ数名の成員から構成される「特任会（Ausschuß）」であったが、各特任会を主導していたのは参審人であり、この仕組みが上層市民による寡頭制を制度的に担保していた⁽⁷⁾。ただ幾つかの特任会には「24人衆」から選ばれた市警護官が参加して、門閥寡頭政治を牽制する役割を持っていたから、参審人と参事会、つまりは上層市民と中堅市民との拮抗関係はその後もこの町の政治的、宗教的変動の背景をなしていた。

刑事裁判の実際の尋問にも選抜された特任会が当たっていた。魔女裁判も同様である。被告人尋問を担当して調書を作成する仕事を受け持ち、実質的に裁判の行方を左右するのがこの特任会であり、通常3-4名から構成されていた。注意すべきは帝国代官府ないし小代官府の代理であるシュルトハイスは多くの町ではほぼ完全な名目だけの存在だったが、代官府お膝元のハーゲナウでは魔女裁判の手續きについてシュルトハイスが時折積極的な発言をして、また迫害の絶頂期には時に自ら尋問チームに加わっていることである。

⁽⁶⁾ Robert Wunsch, « Le Grand-Bailliage d'Empire en Alsace (1273-1648) », *Saisons d'Alsace*, n° 58 (1976), pp. 64-78 ; Joseph Becker, *Geschichte der Reichslandvogtei im Elsass. Von ihrer Einrichtung bis zu ihrem Übergang an Frankreich 1273-1648*, Straßburg 1905 ; ders., *Das Beamtentum der Reichslandvogtei Hagenau vom Anfang des 14. Jahrhunderts bis zum Uebergang der Landvogtei an Frankreich 1648*, in : *Mitteilungen der Gesellschaft für Erhaltung der geschichtlichen Denkmäler im Elsass*, II. Folge, Bd. 19 (1898), S. 1-31.

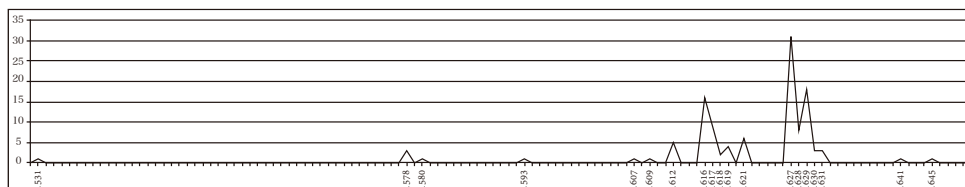
⁽⁷⁾ Jean-Paul Grasser et Gérard Traband, « Hagenau », Bernard Vogler (dir.), *La Décapole. Dix villes d'Alsace alliées pour leurs libertés 1354-1679*, pp. 39-68 (ici : pp. 48-49).

ハーゲナウは特に赤い染料を使った布の生産で知られていた。手工業者は15-16世紀には21のツンフトに組織され、この町の経済と政治の基盤をなしていた。市の財政は他にも土地所有からの上がり、関税、そして木材生産や豚の放牧による森林利用にも大きく依存していた⁽⁸⁾。近郊出身から身を起こし、市民権を得て営業で経済的成功を収め、市政に参入してからは縁故関係を築いて地位を確立し、皇帝や帝国代官による直属封臣として貴族の地位を手に入れて主に土地財産で暮らすというのが成功の理想的パターンであった。しかし近隣にシュトラスブルクという大都市を控えるハーゲナウは、化石化した都市ではなく、企業家精神と実際の思考が生きている町でもあった。都市エリートが代々永続的に固定するよりは、より一層の成功を求める彼らが新天地を目指して町を去り、身の丈にあった成功を求める人々が次にまた参入してきていたのである⁽⁹⁾。

3. 迫害の時系列的概観

さてハーゲナウの魔女裁判を統計的に見ると、1484年に孤立した事例が1つあった後、その後は1531年から散発的に見られ、1578-80年に最初の迫害の山を迎え5人が処刑されている。その後一旦沈静化したが、1612年から1621年まで10年間にわたって続く大きな山があり、数年おいて1627/28年に最大の山を迎えている。その後はまた散発的な状態に戻り、1645年の事例を最後とする。時系列的な趨勢はグラフに示した。ここでは、①16世紀の最初の迫害の山までの第1期、②1612-1621年の第2期、③1627-29年の最大の迫害を迎える第3期、④1630年以降、終焉までの第4期、の4つに分けて概観する⁽¹⁰⁾。とりわけ第3期の急激な増加は説明を要するだろう。

ハーゲナウの魔女裁判被告数（訴追が複数年にわたるものは最終判決ないし史料上最後に登場する年。1484年の事例は除く）



⁽⁸⁾ André-Marcel Burg, « Haguenau du XIIe au XVIe siècle », *Saisons d'Alsace*, n° 58 (1976), pp. 31-46.

⁽⁹⁾ André Marcel Burg, « Grandeur et décadence de la bourgeoisie haguenauienne. Deux familles : Les Brechter et les Hoffmann », dans : Jean Schlumberger (pref.), *La bourgeoisie alsacienne. Études d'histoire sociale*, Strasbourg 1967, pp. 181-196.

⁽¹⁰⁾ ハーゲナウに関する史料上の困難は、尋問・自白調書が不完全に一部の時期のものしか残っておらず、多くは参事会の議事録から再構成しなければならないことである。おそらくはすべての議事

3-1 オッテンハイムのバルバラ

この町で最初の逮捕勾留の事例として記録されているのは1484年のオッテンハイムのバルバラである。この後半世紀以上魔女裁判は記録されていないため、孤立した事例であるが、その経緯と意味は興味深いので特に紹介しておきたい。リヒテンベルク伯領のアムトマンであったベルンハルト・ヘルツォークが著した『アルザス年代記』が語るところによると、妻に先立たれたリヒテンベルク伯ヤーコブはオッテンハイム（バーデン）の農民の娘として生まれたらしいバルバラを側に置いて愛人とし、ブクスヴァイラーに居を構えていた。内政の切り盛りに影響力を持つようになった彼女は領民に多くの負担を強いてひどく疎まれたが、彼女の悪口を言った者は塔に閉じ込められた。ある妊娠中の女性は塔の中で流産し、またある臨月の女性は首枷をはめられて死亡した。さらなる賦役を課せられたことに怒ったブクスヴァイラーの住民は参事会に押しかけて窮状を訴え、男たちはヤーコブの弟ルートヴィヒに訴えるために町を出た。バルバラの安全を心配したヤーコブが女たちにも町を出るよう命じる一方で、バルバラは残った若干の男と護衛で女たちを追い払おうとした。女たちは誓約を交わし、肉串、干し草フォーク、斧、棍棒などで武装してバルバラを襲撃、館に追い詰めて市内に立て籠った。この「女たちの戦さ」の結果、他の領主も介入してヤーコブとルートヴィヒの間で協定が結ばれ、バルバラは安全を保証されたがその地を追われ、持参金を持ってハーゲナウに移り住み、ヤーコブと会うことも禁止された⁽¹¹⁾。1464年にハーゲナウ市に宛てバルバラへの贈与の旨を記したヤーコブの手紙が現存している⁽¹²⁾。しかし1480年にヤーコブが死去すると彼女の運命も暗転する。バルバラは1484年に「悪行 (mißhandlung)」のため逮捕拘禁される。その直後にリヒテンベルク伯ルートヴィヒ（1471年に死去）の娘婿ハーナウ伯フィリップとツヴァイブリュッケン伯シモン・ヴェッカーが市参事会宛てにバルバラの死刑を望む旨の手紙を出している⁽¹³⁾。バルバラは同年6月に獄中で首を吊って自殺した⁽¹⁴⁾。『アルザス年代記』では彼女は魔術その他の罪で逮捕され処刑されたことになっている。

録に目を通して人物を同定し、裁判を時系列的に記述したクレレの研究は、獄中で自殺した被告を処刑と取り違えるなどの混乱が一部に見られるにしても、これがなければ史料上の見通しがきかず、後続の研究者は多大な困難を強いられたであろう。Joseph Klélé, *Hexenwahn und Hexenprozesse in der ehemaligen Reichsstadt und Landvogtei Hagenau, Hagenau 1893*; Françoise Blum, « Les procès de sorcellerie à Hagenau (XVIe-XVIIe siècle) », *Études haguenviennes*, tome XXI, pp. 27-78.

⁽¹¹⁾ Bernhard Hertzog, *Chronicon Alsatie V, Straßburg 1592*, S. 33-35.; Frédérique Béné-Petitclerc, « Baerbel von Ottenheim et le Comte Jacob de Lichtenberg », *Saison d'Alsace* 97 (1987), p. 59-66.

⁽¹²⁾ Les archives municipale de la ville de Hagenau (以下 AMH), FF 155/1.

⁽¹³⁾ AMH, FF 155/10.

⁽¹⁴⁾ AMH, FF 155/4. バルバラの自殺を伝えるこの皇帝代理の手紙の中で、彼女の遺産は帝国に帰属するのだと主張されている。

バルバラの逮捕の背景は告発内容も外部からの圧力の詳細についても不明である。また彼女はおそらく本格的な尋問が始まる前に自殺しており、「魔女」として市の公文書に明示的に記録されているわけではない。しかし先行研究では指摘されていないが、興味深いことに1486年末が初版と考えられるハインリヒ・インスティトリスの『魔女への鉄槌』には、「今より3年になるかならないか前に」起こった事件として都市ハーゲナウの2人の魔女について記されており、1人のある魔女は首を吊って死んだという記述がある⁽¹⁵⁾。時期が正確に一致するわけではないが、死亡状況の符合は興味深い。処刑されたというヘルツォークの年代記の記述は誤りであるにしても、そこでは魔術(Zauberey)による断罪と記されていることから、『鉄槌』におけるこの魔女がバルバラである可能性について検討の余地があると思われる⁽¹⁶⁾。

アルザスの帝国都市では15世紀に起きた迫害は1448-1492年のミュルハウゼンとこのハーゲナウの事例だけである。プファルツ選帝侯国の魔女迫害を研究したシュミットはハイデルベルクにおける1446/47年の迫害をバーゼルの参事会員であったペーター・ツム・ブレヒが魔女問題の専門家として呼ばれたことと関連があることを指摘している⁽¹⁷⁾。ツム・ブレヒがアルザス経由でハイデルベルクを往復した可能性もあるが、スイスとの関係が深いミュルハウゼンの迫害は、時期的にも最初の記録がブレヒのハイデルベルク往復の時期と重なっている⁽¹⁸⁾。これに対してハーゲナウの事例は孤立しており、今のところ他の迫害事例との関連性を窺わせるようなものはない。『鉄槌』以前の魔女観念の伝播の状況を考えるには興味深いは今ではこれ以上のことは分からない。

⁽¹⁵⁾ Henricus Institoris and Jacobus Sprenger, Christopher S. Mackay (ed.), *Malleus Maleficarum*, Cambridge 2006, vol. 1, p. 400.

⁽¹⁶⁾ Klélé, S. 30-33. クレレはバルバラの事件を魔女迫害に算入することには慎重であるが、『鉄槌』の記述にはなぜか言及していない。ハーゲナウのもう1人の魔女はヴァルブルギスという名前で、「生まれたばかりでまだ洗礼を受けていない男の子であり長子である子を殺し、竈の中で焼き、そして表現するに差し障りのある別のものと共に灰にし、粉にした」と記されている。さらにこれが魔女は殺した子供の一部を身につけて尋問に対して沈黙を守るための魔術に使うのだという主張との関連で記されていることも注意を引く。Mackay, vol. 1, p. 622. もちろんこれは自殺した魔女とは別人ということであるが、女性を流産させたというバルバラのブクスヴァイラーでの行状と彼女がおそらくは自白する前に自殺したという事情は興味深いものがある。『鉄槌』の当該箇所では殺した子を使った沈黙の魔術と悪魔による口封じ(=自殺)とは同じ文脈で言及されている。なお、この部分の構文上の混乱についてはMackay, vol. 2, p. 241, n. 104. バルバラとリヒテンベルク伯ヤーコプの二人の愛人関係を軸にした社会的・政治的スキャンダルは後年の人々の想像力を刺激し、「麗しのベルベル」として幾つかの戯曲や小説の題材に取られている。

⁽¹⁷⁾ Jürgen Michael Schmidt, *Glaube und Skepsis. Die Kurpfalz und die abedländische Hexenverfolgung 1446-1685*, Bielefeld 2000, S. 23-32.

⁽¹⁸⁾ Les Archives de la ville de Mulhouse, IVA/6, S. 6; Marcel Moeder, « Les procès de sorcellerie à Mulhouse au quinzisième siècle », *Bulletin de la Société industrielle de Mulhouse*, Tome XCII (1926), pp. 292-317.

3-2 第1期—16世紀の散発的裁判

16世紀の迫害は散発的で6名である。最初の犠牲者は1531年に都市直轄の村カルテンハウゼンで告発されたアポロニアという女性である。彼女は都市当局に連行され尋問されたが、妊娠中であった事情を考慮されてウアフューデの上釈放された⁽¹⁹⁾。

その後40年以上にわたって魔女裁判は記録されていない。その間の重要な事件は後述する宗教改革であり、参審人はルター派が支配するようになっている。1573年に産婆のアンナ・フォルクともう一人の女性バルバラが逮捕された。尋問にも耐えて一旦釈放されるが、1577年に再び告発される⁽²⁰⁾。彼女は助産の際に唱える呪文やまた出産後の母乳が出ないといったことで疑われていた。アンナと仲が悪かったヴェックホルダー・エンネリンが逮捕され、彼女はすぐにサバトでのダンスなども自白した。ほぼ1年近くにわたるアンナに対する尋問は指締めや吊り拷問を伴ってなされ、尋問はシュルトハイス、市長、市警護官の3名で行なわれた。型通りに雹を降らせて畑の作物に損害を与えたことが自白調査の先頭に記されており、そのために井戸場で宴会をやったことも自白内容に入っている⁽²¹⁾。しかしその具体的な描写はまったくない。

自白調査に記された内容の意味を考えてみるに、天候魔術の比重をどう見るかという問題がある。近世の魔女迫害の増加に関して一般的な生活条件の悪化、特に「小氷河期」と言われるような気候条件の悪化との関連が近年特に取り上げられるテーマである⁽²²⁾。アルザスについては葡萄生産の経年変化が指標になる。ハーゲナウ近郊は葡萄栽培に適した土地ではないため、葡萄の作柄は直接的に当時の生活条件を反映するわけではないだろうが、16-17世紀の葡萄の作柄と価格変動について各種年代記の記述や個別研究からの抽出結果を見通しよくまとめたミュレルの研究は一応の参考になるであろう。それによると1568年から1574年まで不作の非常に悪い年が続いており、葡萄酒の価格も高騰している⁽²³⁾。

この意味では不作の真っ只中に行なわれたアンナの自白に天候魔術がまず記されるのも頷ける。しかしそれに続く15項目に及ぶ罪状はすべて個人的な害悪魔術であり、エンネリンとの対質においても誰それを殺したりしていない、誰それには触れていない、誰それのために飲み物を作ったが頼まれてやったことだ、助産の時誰それの体内から下り物を取り出したが、いかがわしいことには使っていない等々の供述が並ぶ。彼女の告発について

⁽¹⁹⁾ AMH, FF 171/1.

⁽²⁰⁾ AMH, FF 171/8, 171/4.

⁽²¹⁾ AMH, FF 171/9.

⁽²²⁾ Wolfgang Behringer, *Kulturgeschichte des Klimas. Von der Eiszeit bis zur globalen Erwärmung*, München 2009, S. 173-179.

⁽²³⁾ Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVI^e siècle*, Riquewihr 2005, pp. 145-162.

は基本的には不特定多数に被害をもたらす天候魔術よりは特定の個人を攻撃する害悪魔術の方がより本質的だったのではないかと考えられる。

この時期の裁判で共犯者の自白を元に逮捕されたのはこのアンナだけであり、アンナは既に長いこと魔女の疑いがあるって逮捕歴もある⁽²⁴⁾。またアンナ自身3人の共犯者を自白しているが、1人は既に逮捕されて自分を告発した被告であり、その他はその後の追及が行なわれた形跡がない。共犯者は集団的組織犯罪としての魔女犯罪を裏付ける重要な構成要素だが、この場合形を整えるためだけのものだったように思われる。

他には1580年にマグダレーナ・フェルベリンが逮捕されている。彼女はヴォルムスで魔女の疑いで一旦逮捕されるも証拠不十分で拷問には至らず、都市を追放になり、ヴァイセンブルクを経てハーゲナウに流れ着いてきた。フェルベリンが連れてきた猫に我慢ならない職人が彼女を訴え、猫が彼女に異様にじゃれつくことなどが容疑に結びついている⁽²⁵⁾。記録が消失してその後の経緯は分からないが、猫がうるさいといったこと以外に具体的な容疑はなく、1593年に逮捕され、ウアフェーデの上で釈放されたアンナ・シュミーデインと同様、処刑には至らなかった可能性が大きい⁽²⁶⁾。

この時期に注目されるのは、市の刑事裁判のあり方について帝国代官府が帝国委任官の意見書という形で要求を出していることである⁽²⁷⁾。1578年の意見書において刑事裁判に帝国シュルトハイスが同席するべきこと、証人尋問においては市長と市警護官が尋問するとは言え、やはりこれにも帝国シュルトハイスが同席するべきこととされている。帝国都市は形式上の裁判主宰者として帝国の役人を必要とし、また利用し、これに対して代官府側もシュルトハイスを通じた介入を試みている。両者の綱引きがあったのはハーゲナウだけではなく、帝国小代官府が位置していたカイザースベルクでもシュルトハイスを通じた介入と市側の抵抗という構図が見られる⁽²⁸⁾。

興味深いのは処刑に向かう行列の人員にも指示を与えていることである。特に処刑を行なうため一旦市壁の外に出たら、帝国代官が指揮権を持つのであり、市中からの諸々の人々は市壁の外にまで付いてくることまかりならぬとされており、処刑が市の権威を全面に出した祝祭的な雰囲気の中で行なわれることを嫌っていることが分かる。

この意見書に対しては市の言い分も記されているが、注目されるのは帝国代官府は市の

⁽²⁴⁾ 証人尋問によれば、彼女は既に最初の逮捕の10年前1563年から疑われていた。AMH, FF 171/6a.

⁽²⁵⁾ AMH, FF 172/5.

⁽²⁶⁾ AMH, BB 50, fol. 96r-7v.; Klélé, S. 48-52.

⁽²⁷⁾ AMH, BB 4, fol. 13-14.

⁽²⁸⁾ 1590年のカイザースベルクの事例。Les archives municipales de la ville de Kaysersberg, FF 1 (Brief von 1590).

事前同意なしに犯罪人を市に連行したりはできないのだと主張されていることである。事件として取り上げるかどうかはあくまでも市の判断であり、裁判の開始を代官府の主導で既成事実化するなという主張である。帝国村落からの魔女の引き渡しを巡るせめぎ合いは次の第2波迫害の時代に大きな問題となる。

3-3 第2期—帝国代官府との綱引き

第1期において、時折取り組まざるを得ない魔女事件に対し、市は尋問のやり方に確信を持っていた訳ではない。特に迫害の初期にはどこの都市も被告の取り扱い方の塩梅が分からず、自白を引き出すためには刑吏の技量に依存するところが大きかった。自前の刑吏を抱えていたハーゲナウも1601年にコルマルに対し、被告からうまく真実を引き出す技を心得ている刑吏について照会を行なっているのである⁽²⁹⁾。

1607年に逮捕されたクーヒルティンは拷問にも耐えて自白しなかった。不在の帝国シュルトハイスは報告を受けてさらに拷問を続けるべしとの指示を出したが、市の参審人団はそれに従わず、彼女を釈放せざるを得ないと判断し、シュルトハイスが戻るまで審理を中止している⁽³⁰⁾。さらには1609年に逮捕されたマルガレーテ・プファイファーは子供に与えたスープに毒の種が入っていたという告発を受け、証人の中にも種を見たという者がいたが、市は彼女を8日間の魔女房への監禁だけで済ませ、また1612年に親族からの魔女告発を受けたバルバラ・シュヴァルツの件ではおそらくは尋問を省略して都市追放という措置を取っている⁽³¹⁾。これら寛大な措置は魔女審問団を主導して参事会への報告を行ない、またシュルトハイス不在中の代理も務めていた法学修士オットー・ハインリヒ・ヴェスターマイアーの判断によるところが大きかったと思われる。同年の別の容疑者にも市は慎重な審理を貫いている⁽³²⁾。

しかし1615年末から帝国代官府を通して次々と魔女容疑者が市に持ち込まれてくる。帝国村ズールブルクから3人が連行されてきたのを皮切りに、翌年にかけて合計14名が市の獄に繋がれた。異様に厳しい冬のため審理は中断したが⁽³³⁾、翌年から再開され結局処刑されたのは6名、1人が獄中で自殺、帝国村ヴィンガースハイムの少年ハンス・ヘヒシュ

⁽²⁹⁾ Les archives municipales de la ville de Colmar, FF 392 ; August Stöber, Die Hexenprozesse im Elsaß, besonders im 16. und im Anfange des 17. Jahrhunderts. Zum Theil nach ungedruckten Originalakten., in : Alsatia, Jahrbuch für elsässische Geschichte, Sage, Sitte und Sprache, 1856-1857 [6], S. 265-338, (hier S. 328).

⁽³⁰⁾ AMH, BB 53, fol. 169r, 172v.

⁽³¹⁾ AMH, BB 53, fol. 457r ; BB 54, fol. 322v.

⁽³²⁾ AMH, BB 54, fol. 329r. ; Klélé, S. 54.

⁽³³⁾ AMH, BB 57, fol. 15v.

テッターは保護観察、残りは都市追放という結果に終わった⁽³⁴⁾。追放になったうちの一人は市警護官で参事会員の妹である。

続いて3人の女性が逮捕された。一人はすぐ自白して処刑されたが、もう一人の女性メルクは体に魔女の印があることが発見されたが、それを見つけたという刑吏は酒浸りでその素行の悪さから参事会により叱責されている。結局彼女は拷問にも耐えて釈放された⁽³⁵⁾。前述の少年ヘヒシュテッターは無頼漢として周辺に悪名を轟かせており、お上には従おうとせず一度は脱獄してヴィンガースハイムの村を焼き払うと脅迫するなど当局も手を焼いていた⁽³⁶⁾。彼の証言により巻き込まれた者も含め、1617年には8名余りが帝国代官府により逮捕され、ハーゲナウで裁かれている⁽³⁷⁾。結果は当時の魔女裁判からすればそれほど過酷なものではない。処刑されたのは3名、釈放が3名、2名は結果が不明である。1618年にはシュトラスブルクに逃亡した女性への逮捕依頼が出されている⁽³⁸⁾。マルガレータという女性は尋問に対し自分は妊娠中だと手心を請うたが、それが嘘だと分かるとお上に対して侮蔑の暴言を吐き、ありとあらゆることを喚き散らした。尋問官は冷静に彼女の供述に一貫性がないことを取り上げ、拷問をするべきかどうか参審人団に図っている⁽³⁹⁾。1619-1621年にも少なくとも10名の裁判が行なわれている。

この時期の迫害を特徴づけるなら、市が独自に捜査、処断する魔女裁判もさることながら、帝国代官府から持ち込まれる魔女容疑者の多さとこれに対する市の選別的対応と言えようか。1612年から1621年までの時期で迫害を受けた38名の内、居住地が分かる者の少なくとも24名は帝国村落の住人である。これ以外に4名が代官府所管のホーフエルデンで処刑されている。処刑は13名で獄中での自殺が1名、釈放が8名、都市追放が6名、晒刑1名、逃亡1名、その他は不明である。釈放か都市追放はハーゲナウからは8名、帝国村落からは4名、処刑は逆にハーゲナウ3名、村落から10名である。1616-17年は裁判件数が特に多数を数えるが、この年の24人中15人は帝国代官府より持ち込まれた被疑者であった。

逮捕から結審までの期間はごく一部しか分からないが、名前が登場した記録をつなげる

⁽³⁴⁾ AMH, BB 57, fol. 22v-23v, 46v.; Klélé, S. 55-59.

⁽³⁵⁾ AMH, BB 57, fol. 144r-v, 145r.

⁽³⁶⁾ AMH, FF 173/4.

⁽³⁷⁾ この中にはヘヒシュテッターの世話をして男色の疑いがかけられた少年も含まれている。AMH, FF 173/11.

⁽³⁸⁾ AMH, FF 173/16.

⁽³⁹⁾ AMH, FF 173/5.

と、ハーゲナウの住民は一ヶ月以上審理している者が多く、中にはマリア・ファーバーのように処刑まで3ヶ月近く費やしているものもある。これに対して代官府から持ち込まれた案件では被疑者の名前が1度しか現われないか、ごく短期間で結論を出している事例が多い。市は外から持ち込まれた魔女事件については明らかに熱心さを欠いていた。一方では自らの住人に対しては時間をかけて慎重に調べていたのである。

こうした市の姿勢に業を煮やしたのであるろうか、帝国代官府は市が市内の容疑者を慎重に審理する一方、他の容疑者は即決で処刑したり釈放したりすることに強い不満を表明しており、この調子が改まらないなら代官府としては容疑者を市に引き渡さずにホーホフェルデンかどこかに連行して裁判を行なうと強い調子で伝えている⁽⁴⁰⁾。事実帝国代官府は1616年には4名の容疑者をホーホフェルデンに連行し、そこで尋問を行なって処刑しているのである⁽⁴¹⁾。帝国村落に対する刑事裁判の上級審としての機能を保持することは、言わば帝国都市としてのハーゲナウの特権でもあったから、これは代官府からの脅しでもあった。しかし一方で裁判に伴う費用は主に市が負担していたから、市は無条件での容疑者受け入れを拒否できたし、これもまた市の特権であった。そもそも容疑者の受け入れについて市は積極的ではなかったのである。代官府は迅速に受け入れるよう要求しているが、市長は返答で代官府は費用を負担してくれるのかと問うている⁽⁴²⁾。1617年8月21日の参事会議事録でも帝国代官府が拘束した女性を受け入れるよう要請していることが分かるが、その際代官府の主計長は費用の半分を負担しようと申し出ているのである⁽⁴³⁾。

帝国シュルトハイスによる訴訟指揮への介入もまた問題であった。1616年12月3日の議事録では刑事裁判は市長によって指揮されるべきであり、シュルトハイスが内容に口を出すことは慣習法に反すると明記されている⁽⁴⁴⁾。帝国代官府と市との綱引きは相変わらず続いているのである。

興味深いことに1615年から1617年まではアルザスの葡萄の作柄は良好だった⁽⁴⁵⁾。天候魔術に敏感な筈の農村地域からそれにも拘らず1616-17年に多くの被告を出していることは、単純に生活環境の悪化といったことではなく何らかの別の原因が予想される。ここに農村の信仰生活を考えるのに興味深い史料が伝わっている。1616年に帝国代官マクシミリアンは帝国村の各シュルトハイスに村々の悪弊と無秩序ぶりを報告するよう求めている

⁽⁴⁰⁾ AMH, BB 57, fol. 85r, BB 61, fol. 131r.

⁽⁴¹⁾ AMH, FF 172/8.

⁽⁴²⁾ AMH, FF 57, fol. 77v.

⁽⁴³⁾ AMH, BB 57, fol. 256v.; Klélé, S. 60-61.

⁽⁴⁴⁾ AMH, BB 57, fol. 144r-v.

⁽⁴⁵⁾ Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVII^e siècle*, pp. 56-61.

る⁽⁴⁶⁾。結婚式や洗礼の際に村人は教会での儀礼もそこそこに宿に集まって飲み食いのどんちゃん騒ぎをやる、特に若い男女が夜更けまで浮かれ騒いで道にまで繰り出して風紀を乱す、宿屋で喧嘩を始めたり、席を占領して飲み食いして他の客に払わせたりといったけしからぬことをしているので、これらは処罰しなければならない⁽⁴⁷⁾。さらには教導を行なうべき聖職者が聖務を怠って結婚式をすっぽかす、祈りの言葉を間違える、酒を飲んで悪口雑言に及ぶ等々の悪弊がはびこり、ルター派から侮られるような事態が常態化していると指摘されている⁽⁴⁸⁾。この時期のハーゲナウは市政がルター派によって握られており、カトリックは手綱を引き締めて巻き返しの途上にあっただ。帝国代官府による農村部の魔女迫害についてはカトリックの改革運動との関連を頭に入れておく必要があるが、今のところ実態を跡づけるのが難しく、今後の検討課題である⁽⁴⁹⁾。また市の慎重な姿勢については思想性の問題に還元する前に、宗教改革を巡る当時の政治状況と市の支配体制の構造的特質を勘案せねばならない⁽⁵⁰⁾。

1617年の帝国代官府からの書簡には、動物への変身が語られている。帝国村落ムツェンハウゼンのマグダレーナ・ショットは子供を病気にして殺した疑いがかけられていたが、その際兎の姿で部屋の中に入り込んだというのである⁽⁵¹⁾。ところが市に移送された後の自白調書にはこの話は抜け落ちていた。農村地域では語られていたであろうこうした変身譚は都市の裁判所では完全に無視されている。市の司法官はそんな話には興味を持っていない。この時期については尋問・自白調書が少ないので評価が難しいが、他の都市と同様、中心テーマとなるのは個別害悪魔術である。しかもその際牛乳魔術などの遠隔操作魔術は見られず、害悪魔術は物理的な接触か毒物投与が手段として問題にされる。なお毒殺魔術と直接の関連があるとは言えないかもしれないが、1615年に市は薬局に対し、薬品類、特に毒物を厳重に管理せよとの命令を出していることは興味を引く⁽⁵²⁾。

⁽⁴⁶⁾ Joseph Becker, Die Reichsdörfer der Landvogtei und Pflege Hagenau, in : Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 53 (NF 14) (1899), S. 207-247.

⁽⁴⁷⁾ AMH, AA 150/15, 150/19.

⁽⁴⁸⁾ Becker, Reichsdörfer, S. 230-238.

⁽⁴⁹⁾ 今日の研究状況では宗教改革と魔女迫害を一般的に因果関係で直結させることは難しい。Gary K. Waite, Sixteenth-Century religious Reform and the Witch-hunts, in : Brian P. Levck (ed.), The Oxford Handbook of Witchcraft in Early Modern Europe and colonial America, Oxford 2013, p. 485-506.

⁽⁵⁰⁾ ちなみに比較的寛大な措置を主導したヴェスターマイアーはカトリックである。

⁽⁵¹⁾ AMH, FF 173/6.

⁽⁵²⁾ AMH, BB 55, fol. 53v-54v ; ちなみにずっと後の時代ではあるが、パリの毒殺事件を契機に出されアルザスにも適用された1682年の王示でも薬局の毒物管理責任が強調されている。「Edit contre les Devins, Magiciens et Empoisonneurs» Juillet 1682, dans : Recueil d'Ordonnances du Roy et Règlements du Conseil Souverain d'Alsace I, Colmar 1738.

3-4 第3期一大迫害

1627年から1629年までの第3期はこの町での最大の迫害期である⁽⁵³⁾。同名の被告が多く、また多くは夫の名前か通称で記録されるため人物の同定は困難を極めるが、この僅か3年間の間に少なくとも56名が尋問を受け、うち37人が処刑、5人が自殺か獄中死、ウアフューデの上で釈放されたのは8人である（都市追放を含む）。34名は代官府によって持ち込まれた農村からの被告で、処刑されたのは23名。これは約3分の2という全体の処刑率に比例している。

第2期までの迫害は逮捕された被告の自白を基にした共犯者の連鎖的逮捕というパターンがごく僅かしか見られないのに対し、この時期の迫害では連鎖的迫害が目立つ。逮捕の日付がほとんど分からないため共犯者リストが直接に次の逮捕を誘発したという確実な保証はないが、尋問記録を時系列で並べてみると概ねそう断言して間違いないだろう。これは尋問のやり方にも現われており、魔女として処断するためのすべての要素が揃った後も司法官はさらなる共犯者を言わせるために執拗に拷問を繰り返している。数名の共犯者を自白した後ですら、お前の自白に参事会は満足していないとして拷問する事例も幾つか見られる。

珍しく容疑否認を通した例であるが、宿屋の主婦アンナ・シュレートリン、通称ヴァンネンヴェルティンの事例はこの時期の裁判のあり方の一端を伝えている⁽⁵⁴⁾。彼女は1627年10月29日に逮捕され、翌年3月までの間に少なくとも9度にわたる尋問を受けている。逃亡しないと宣誓するから釈放してくれという願いも聞き入れられず、彼女は拘束される⁽⁵⁵⁾。

ヴァンネンヴェルティンは都合6人の被告と別々に対質させられている。自白の辻褄を合わせて首尾一貫した物語にするための証拠固めに多用されたのが対質であった。帝国シュルトハイスも1627年の会議で対質は絶対に必要だと念を押している⁽⁵⁶⁾。魔女裁判での対質が通常の証人尋問と根本的に違うのは、既に自らも逮捕され自白をしている者と対面させられることである。複数の自白を矛盾のないように仕上げていくこの擦り合わせにより、複数の個人的な物語は相互につながりながら、全体として魔女の陰謀という大きな物語を構成していく。ここで重要な点はそこでのやり取りが「あそこであんたを見た」「い

⁽⁵³⁾ François Lechner, « Sept procès de sorcellerie à Haguenau en 1627 et 1628 », *L'Outre-Forêt. Revue d'histoire d'Alsace du Nord*, n° 71, pp. 4-15 ; Blum, pp. 54-58 ; Klélé, S. 77-160.

⁽⁵⁴⁾ Klélé, S. 136-142.

⁽⁵⁵⁾ AMH, FF 61, fol. 134r.

⁽⁵⁶⁾ AMH, BB 61, fol. 128v.

やそんな所には行っていない」, 「あんたはどこそこから飛んで行った」「結婚式 (= 魔女の集会) に居た」「ダンスを踊っていた」「いや違う, 嘘をつくな」といった具合に, 概ね集団陰謀に関わる目撃情報へと収斂していることである。お前に触られてから誰それが病気になるのか, お前がこういうことを言ってから誰その牛が死んだとかいった個別の害悪魔術について事実認識の齟齬が問題にされることはむしろ少ない, 少なくとも記録が乏しい。これは対質当事者が双方とも被告であるという事情からも容易に理解できるだろう。対質を通した自白の整合性確保は共犯関係の確定を目的とするものであり, このことによって司法官は「魔女」という集団犯罪に対する裁判の正当性を自ら納得することができる。そしてそこでは神と地上の秩序への攻撃を目論む闇の陰謀団という悪魔学的要素が重視されていたのである。

対質において, 若者が木から落ちた時に彼女がそこに居た, ダンスの場に居た, 原っぱから空中に飛んで行ったといった証言に対し, 彼女は「たとえ千人の魔女がそんなことを言っても, 私は絶対に魔女なんかじゃない, 魔女術なんてやっていない, そんなのはきつと悪魔の仕業だ」と否認を続けた⁽⁵⁷⁾。12月9日には激しい拷問を受けている。まずは重石をつけずに吊り上げて揺らし, 次に石を2つ, そしてついには通常2個まででほとんどの被告は根を上げるのに3個の石をつけて吊り上げ, その度ごとに下ろしては自白を迫られた。既に65歳(家族の証言では70歳)に達していた彼女には過酷なものであったろうが, 気丈にもそれでも自白しなかった⁽⁵⁸⁾。この後も数次にわたる尋問, 対質があり, それでも自白しない彼女に司法官も手を焼いた。この間娘婿でマウルスミュンスターのアムトマンであったセバスティアン・ガイルが彼女の釈放を求める嘆願状を出しており, この件で自分の家族も誹謗中傷にさらされていると苦境を訴えている⁽⁵⁹⁾。

ヴァンネンヴェルティンの裁判では, 2人の法律家が鑑定意見を出している。1人はラウレンティウス・ボース。1627年末に出されたこの意見書で彼は次のような意見を述べている。渡された記録の写しを読む限り, ヴァンネンヴェルティンは拷問に耐えて否認を続けている。この場合カール五世刑事裁判令61条に従って釈放すべきである。同様の例はハーゲナウにも過去1609年, 1617年, 1621年と存在するから, その例に倣って処理すればよろしい⁽⁶⁰⁾。

年が明けてすぐにもう1人の法律家ヴェスターマイアーも詳しい鑑定意見を出してい

⁽⁵⁷⁾ AMH, FF 174, fol. 55v, 73r, 78v-79r.

⁽⁵⁸⁾ AMH, FF 174, fol. 60v-61r.

⁽⁵⁹⁾ AMH, FF 173/31.

⁽⁶⁰⁾ AMH, FF 173/20.

る。ヴァンネンヴェルティンには通常魔女につきものの性的墮落の噂などなく、徴表はもっぱら既に逮捕された他の魔女の自白によっている。そのうちの2人（バウムベルガリン、ヴェッターメニン）は処刑の直前に自らの自白を否認している。彼女は既に6度にわたる拷問を耐え抜いており、しかも新しい徴表は出ていない。これ以上の拷問をする法的な理由はなく、ウアフューデの上で釈放すべきである⁽⁶¹⁾。ところがこの2つの鑑定が出て市は彼女を釈放せず、2ヶ月以上経った3月14日には3つの石をつけて再び拷問を行なっているのである。それでも彼女は否認を続けた⁽⁶²⁾。3月22日にはさすがの司法官も根負けしてウアフューデの上で都市追放にする決定を行なっている⁽⁶³⁾。

ところが話はまだ終わらなかった。どういうわけかこの決定にも拘らず、彼女は拘留されていたのである。3月28日には再びボースの鑑定が出されている。ヴァンネンヴェルティンは拷問に耐えて自白しなかったのだから、1617年の事例と同様に釈放するしかない、前回同様の内容である⁽⁶⁴⁾。果たして一旦出された釈放決定が取り消されたのか、それとも釈放後に再収監されたのかは分からない。親族は裁判費用の工面にも苦労したようで金策の手紙も残されている⁽⁶⁵⁾。5月15日には彼女の息子と代言人が嘆願に来ることが報告され、彼女を釈放して都市追放にすべきかどうか協議されているが、結論は出ていない⁽⁶⁶⁾。ともかくもこの時点でまだ拘留されたままだったわけである。そして2人の法律家の鑑定はことごとく無視された格好になっている。

史料上の制約があり前の時期との比較は難しいが、もう一つこの時期の特徴は魔女犯罪の中心的な構成要件が「結婚式」への参加、ダンス、空中飛行といった想像上のものになっていることである。個々の被告に対する拷問要件の徴表をまとめた文書があるが、そこにははっきりとその傾向が表われている⁽⁶⁷⁾。無論それらは魔女犯罪には欠かせない要素であるが、一般に帝国都市では個別の害悪魔術が中心で、直接の被害者がいないこうした集団陰謀組織を思わせる行為は形式を整えるための付け足しの性格が濃い⁽⁶⁸⁾。しかしこの時期のハーゲナウに限ってはまさに悪魔と契約した組織犯罪集団という色合いに染まっており、自然、尋問も共犯者の割り出しに重きが置かれることになる。この時期の司法官は対質を

⁽⁶¹⁾ AMH, FF 173/27.

⁽⁶²⁾ AMH, FF 174, fol. 81r-82r.

⁽⁶³⁾ AMH, FF 174, fol. 65v, 84v.

⁽⁶⁴⁾ AMH, FF 173/28.

⁽⁶⁵⁾ AMH, FF 173/30.

⁽⁶⁶⁾ AMH, FF 62, fol. 201v-202r.

⁽⁶⁷⁾ AMH, FF 173/41.

⁽⁶⁸⁾ 前掲拙稿。

しつこく行なって確かに念入りではある。しかしその中身となると共犯者の自白を引き出すことが自己目的化しており、個々の事件の特性を考慮せずに機械的に処理していたという印象が強い。

ハーゲナウを含め帝国都市の自白調書にはサバトの描写が非常に少ない。情景が目には浮かぶような具体的な描写はほぼ皆無と言っていい。しかしこの時期のハーゲナウの調書にはそれほど詳しくはないが、幾分かサバトの具体的な描写が見られる。塩とパンがない食事というのはサバトの定番であるが、それ以上に誰が食事を用意したのか、参加者はどんな身なりをしていたのか、ダンスの時の状況はどうだったか、等々が語られる。魔女の中にも序列があって、身分の低い魔女は宴会の間外れた所で待っていなければならなかったり、ダンスには参加できず照明係を引き受けたり、最後に灯りを消す仕事をしなければならなかった。そして序列は大抵の場合現実の社会階層を反映している。中にはこんな描写もある。1628年3月11日に尋問を受けたルツィア・ライは共犯者が参加するダンスの様子を尋問され「年配の女が灯りを持っていました。松明を尻に突っ込んで逆立ちして立っていました」と供述している⁽⁶⁹⁾。このいささか現実離れした光景も単に尋問官が想像逞しく好き勝手に妄想を膨らませた結果ではない。なぜならまったく同様の描写がライン川を隔てたフルステンベルク伯領の自白調書にも登場するからだ⁽⁷⁰⁾。おそらくサバトの光景もその細部にわたって定型のイメージがあり、少なくともライン川上流域地方に行き渡っていたこうした型を司法官は利用していたと考えられる。

この魔女迫害の急増を説明するためにはまず公的な裁判以前の段階で告発が増えた可能性を考えておく必要がある。利用できる間接的な情報として前述ミュレルの研究によれば、1625年から1628年までアルザスではずっと不作が続いている。1626年は春先から各地で雹の被害に見舞われ、湿った冷夏のため葡萄の出荷のための荷車は必要ないほどの凶作であった。しかもこの年はシュトラスブルクを中心にペストが流行して、上流身分の人々も多数が犠牲になっている。翌年も雹による被害は甚大で、相変わらずの湿った冷夏により酸っぱい葡萄酒が少量しか生産できなかった。9月20日には中部平野部のゲーブヴァイラーで既に雪が降り積もったという。1628年もやはり湿った冷夏のため腐った葡萄酒を樽ごと捨てねばならない状況だった。僅かしか生産できなかった葡萄酒は投機の対象とな

⁽⁶⁹⁾ AMH, FF 174, fol. 80r.

⁽⁷⁰⁾ Fürstlich-Fürstenbergisches Archiv Donaueschingen, Criminalia, Amt Löffingen, Vrgicht vnd Bekhandnus Veronicae Ithenhouerin (17.11.1635).

り、小売商人を苦しめた。葡萄の一大産地オーバーエーンハイムでは葡萄酒に1624年の10-16倍の値がついている⁽⁷¹⁾。

葡萄酒価格の上昇に象徴されるこうした一般的生活条件の悪化は魔女迫害に関してはある程度広域的な背景をなすものであり、もちろんこれだけで住民からの告発が増加したと断定できるわけではない。しかしハーゲナウの場合微視的にも告発増加の具体的な証拠が存在する。1629年の参事会議事録には帝国村グンシュテットからの農民の訴えとして、「我が村には多数の魔女がおります。どうぞこの蛆虫どもを退治してくださいませ。我がシュルトハイスは50人から60人の女どもと10人の男どもを引き渡す用意があります。」とした報告が寄せられている⁽⁷²⁾。前の時期との正確な比較はできないにしても、確かにこの時期の村落には魔女告発の機運が強かったことは間違いない。

ここで注目しておきたいのは、ヴァンネンヴェルティン裁判への鑑定意見の中でヴェスターマイアーが証人の証言に対して行なっている評価である。証人尋問の記録自体は失われているので正確な再現はできないが、彼女が魔女であることを示す印として、例えば魔女を象徴する動物である猫が部屋の中にするりと忍び込んで来たということが挙げられている。しかし季節は冬であり、猫が部屋に入って来て暖を取ろうとするのは自然ではないか。また（魔女が空を飛ぶ時によく乗る）干草フォークが倒れた、暖炉の上に置いてあった石が落ちたといったことが彼女を巡る不思議な現象として言われるが、その日は風の強い荒れた日で、そういうことが起きてても不思議ではない。こうした証人たちの話は馬鹿げたものであり、日常的に起こりうることを騒ぎ立てているだけで、取り上げる必要を認めないと切って捨てているのである⁽⁷³⁾。一般民衆からの告発の内容について少なくともヴェスターマイアーは距離を取っている。この態度が少なくとも第2期までの司法官団全体を貫く通奏音だったのかどうか、裁く側の事情を理解するために一旦回り道をして当時の市の政治と宗教対立の状況を概観しておきたい。

3-4-1 宗派を巡る政治

この時期の特徴を彩るのは、これに先立つ時期の宗教改革と三十年戦争を契機としたこれに対する反動である。魔女迫害の背景をなす事情を理解するために、まずはハーゲナウにおける宗教改革の経緯を概観しておきたい⁽⁷⁴⁾。ルターによる宗教改革は次第に市の指導

⁽⁷¹⁾ Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVII^e siècle*, Riquewihr 1997, pp. 76-87.

⁽⁷²⁾ AMH, BB 63, fol. 205v.

⁽⁷³⁾ AMH, FF 173/27.

⁽⁷⁴⁾ 十都市同盟に加盟していた幾つかの都市の宗教改革については、渡邊伸『宗教改革と社会』2001年京都大学学術出版会 105-144頁。

層の心を掴み、支持者が増えていったが、それがすぐに顕在化することはなかった。1525年にシュトラスブルクの説教師ヴォルフガング・カピトーがハーゲナウで数次に渡り説教を行なったが、支持は得られず失望して帰ることになった。農民戦争の影響もあったかもしれない。しかし16世紀のハーゲナウは印刷業の拠点でもあり、メランヒトンが一時滞在していたように、人文主義の色濃い町でもある。また当時の帝国代官はプファルツ選帝侯であり、自身がプロテスタトの帝国代官はハーゲナウのプロテスタント化を支持こそすれ妨げることはなかった。そして1555年まで副代官を務めたハインリヒ・フォン・フレッケンシュタインは断固たるルター派でもあった。またシュトラスブルクが陰に陽にプロテスタントに便宜を計っていたことも大きかっただろう。こうしてラテン語学校教師や市書記といった知識人層に支持者を得てプロテスタントは市の指導層の中に食い込み、カトリックの修道会もその教会を明け渡して市を去らざるを得ないようになっていた⁽⁷⁵⁾。

一方皇帝は担保に入れていた帝国代官府を1558年に弟の大公フェルディナントに与えている。これより帝国代官府は一転してカトリック擁護の牙城となった。1561年以来帝国副代官を務めたニコラウス・ボルヴァイラーは峻厳なカトリックである。1564年に皇帝フェルディナントが死去すると帝国代官の地位は自動的に空位となったが、これを機にハーゲナウでは宗派間の政争が表面化する。とりわけ転機となったのは1565年にルター派の牧師が正式に認められ、市内で説教が開始されたことであったが、しかしこれには政治的な術策が絡んでいた。既に参審人の一定部分を掌握していたルター派は当時のベスト流行によって市上層部の多くが避難した機を捉えて1565年にルター派牧師の招聘を認めさせた。宗教和議により帝国直属身分にはプロテスタントの導入が認められており、表向きこの和議による両派の礼拝の自由を尊重するという建前であったが、実際は一切の改革を禁じた帝国の手紙を握りつぶし、かつ評決の数を操作することでルター派の多数を演出し、無制限のルター派導入、実質的には礼拝の自由に止まらない市のルター派支配を認めさせたのである。カトリックの施設は明け渡され、これ以降不均衡な予算配分によって財政的にも圧迫されるようになった⁽⁷⁶⁾。

信仰問題というより後に「政治的一幕」と呼ばれることになるハーゲナウの宗教改革はこうした政治的駆け引きを特徴としている。またこの町の宗教改革の特徴は、プロテスタントに傾倒したのが市の上層部に限られており、手工業者をはじめとする一般の市

⁽⁷⁵⁾ Grasser et Traband, « Haguenu », pp. 58-60 ; Id., *Histoire de Haguenu, des origines à nos jours*, Ilkirch-Graffenstaden 2000, pp. 87-95 ; Charles Mull, « Le protestantisme à Haguenu », *Saisons d'Alsace*, n° 58 (1976), pp. 136-152 ; Auguste Hanauer, *Le protestantisme à Haguenu*, Strasbourg/Colmar 1905, pp. 113-130.

⁽⁷⁶⁾ Grasser et Traband, *Histoire de Haguenu*, pp. 88-94.

民はカトリックに留まっていたことである⁽⁷⁷⁾。その背景に上層市民の高踏的尊大さがあったことは見逃せない。1489年頃に始まったハーゲナウの印刷業はシュトラスブルクとの競争には勝てず、1557年以降は既に幕を閉じている。それでも人文主義とプロテスタンティズムの思想はこの短い期間に大いに普及したようである。メランヒトン、ブレンツ、ルターといった作者の作品が並び、エラスムスの著作も印刷されている。ところが市は1524年以降印刷物に検閲をかけ、すべての印刷を当局の許可制の下に置いた。そして宗派を問わずラテン語の書籍は多く印刷される一方で、宗教関係のドイツ語書籍の印刷をなかなか許可しようとしなかった⁽⁷⁸⁾。市の上層部にルター派が浸透し始めていたことを考えると奇異に思えるが、要するにドイツ語の文献を通じて一般市民が議論に加わることを嫌ったのである。基本的にハーゲナウの印刷業は上層知識人階級と外部の顧客に向けられたものであり、それが宗教改革に果たした役割も限定的なものであった。手工業者以下の平民は書物を理性的かつ正確に読むことができない人々として低く見られていたのである。そもそもカトリックかプロテスタントかという宗派の違いも一般市民の間ではさほどの意味を持っていなかった⁽⁷⁹⁾。

ルター派が市の実権を握っても平民蔑視というこの状況は変わっていない。各種の特任会で決定されたことが参事会の24人衆、あるいは48人の大参事会の決定よりも優先されていた。そして特任会は参審人が主導しており、通常一人の参審人が複数の特任会を掛け持ちしていたのである。1615年の時点でも参審人団の多数はルター派が握っており、特任会と参審人団の評決を通じてルター派が市政を支配できる仕組みであった。宗派の違いは寡頭制支配そのものには影響していない。魔女裁判を担当する司法官団もそうした小委員会の一つであった。第2期までの魔女裁判がこうした寡頭制支配を背景に行われていたことには注意しておく必要がある。

だがこの間にもカトリックの側は地道に内部改革を進め、じわじわと反転攻勢に転じている。1604年にはイエズス会が市内に足場を確保して聖体拝領、聖体行列、マリア崇拝等を通じ積極的に信徒獲得運動を始めた。またルター派教師に統制されたラテン語学校を嫌い、子弟をモルスハイムのラテン語学校に通わせる親も多かった。やがてこの学校を出

⁽⁷⁷⁾ カトリック側の巻き返しにより、1616年には既に24人衆はすべてカトリックで固められていた。Hanauer, p. 277.

⁽⁷⁸⁾ Grasser et Traband, *Histoire de Haguenau*, pp. 82-84. ; André Marcel Burg, « Catalogue des livres des XVe et XVIe siècles imprimés à Haguenau, de la bibliothèque municipale de Haguenau », *Études Haguenoviennes*, Nouvelle Série, t. 2, (1957), pp. 21-143.

⁽⁷⁹⁾ Grasser et Traband, *Histoire de Haguenau*, pp. 88-94.

た知識人の若者が町に戻ってキャリアを積み始めることになる⁽⁸⁰⁾。前述の帝国村落からの報告もカトリックの綱紀肅正運動という文脈の延長線上にあると言える。

3-4-2 三十年戦争

こうした宗派間の緊張は30年戦争による混乱で、一気に急展開を見せることになった。十都市同盟は宗派的には分裂していたが、それにも拘らず強固な連帯を保っていた。同盟は軍事同盟でもあり、ひとえに帝国直属都市としての独立を維持し、陪臣化を防ぐという点で一致していたのである。その意味で外敵に易々と門を開くことはあってはならないことだった。

決定的だったのは1621/22年のプファルツ公の将軍マンスフェルトによる占領である。迫るマンスフェルトの軍隊に対し、市は軍事的抵抗を諦めて宥和金と引き換えの市の安全確保を条件に早々と市門を開いたのである。ごく短い占領期間であったが、その間占領軍は露骨なルター派優遇策を取った。参審人3人をマンスフェルトの推薦を受けた人物に入れ替えることにより、既に4人いたプロテスタントと合わせて12人の参審人団の多数を獲得し、カトリックの巻き返しで一旦劣勢に陥っていたプロテスタントが再び市の実権を握るよう操作したのである⁽⁸¹⁾。

マンスフェルトの軍隊は1622年に町を出て、ハーゲナウは再び帝国代官府の統制の下に置かれることになった。そして同時に代官府より3名の調査委員が派遣され、市の指導層に対する非常に厳しい査問が始まった。敵のマンスフェルトに対しほとんど抵抗もせず易々と門を開いたことに対する責任を問われたのである。マンスフェルト期の参審人は罷免されたが、それ以前の参審人の主だった者にはカトリック、プロテスタントを問わず厳しい制裁金が課せられた。中でもヴェスターマイアー、フロレンツ・シャイト、バルトロメウス・ビルトシュタイン、マルティン・ヘアリン、ヒエロニムス・カピトーといった戦争前からの参審人は軒並み懲罰対象になっている⁽⁸²⁾。

⁽⁸⁰⁾ Hanauer, pp. 248-249.

⁽⁸¹⁾ Hanauer, p. 296.

⁽⁸²⁾ 例えばヴェスターマイアーは4万グルデン、シャイトも3万グルデンの懲罰金を課せられており、同じく3万グルデンを課せられたビルトシュタインは10箇条にわたる査問状を突きつけられ、市の防衛を妨げたのではないかと、帝国代官府への報告義務を怠ったのではないかと、占領期間中にマンスフェルトの指揮官と気脈を通じていたのではないかと等々の非難点に申し開きをせねばならなかった。Blum, p. 44; Archangelus Sieffert, *Der Stettmeister Bartholomäus Bildstein 1590-1651 und die Erneuerung des katholischen Lebens in Hagenau 1615-1633*, in: *Archiv für elsässische Kirchengeschichte* Jg. 12 (1930), S. 91-158; Victor Guerber, *Histoire politique et religieuse de Haguenau* I, Marseille 1978 (1876), pp. 259-260.

帝国代官レオポルトの意を受けたこの市政刷新は、単に人事の問題だけに止まらなかった。代官府は市の意思決定過程が不透明でごく一部の参審人に権限が集中していることを問題視していた。調査委員会は1623年に意思決定過程の寡頭制的な運営を改めることを建議しているが、これは従来から手工業者市民が要求してきたことでもあった。1624年には特定の問題毎に特任会を置くのをやめ、どうしても必要な場合は臨時の参事会を招集してすべての事項を報告せねばならない、そして市長と参審人は24人衆の意見を遮ったりしてはならない、問題は多数決で決定することとされた⁽⁸³⁾。また特に非効率的で不透明な財政運営にもメスを入れている。市の費用で宴会を催したり各種手続きに高額で不透明な手数料や心づけを取ったりすることを禁じ、会計処理を明確化して会計年度の終わりに収支決算を公開し、支出と借り入れには領収書などの証明書類を添付することなどを盛り込んだ改革を行なった⁽⁸⁴⁾。こうした内政組織の合理化と上からの「民主化」はしかし執行のための人材の不足、続いてやって来るスウェーデン軍、そしてフランス軍の占領で十分な実を上げることができなかった。

この時期にはプロテスタントへの復讐とも言える宗派的な締め付けも厳しくなっている。1624年には市の財政逼迫を理由にプロテスタントの役人への俸給と住居の提供ができないと通告され、翌年には牧師と学校教師も市を去らざるを得なくなった⁽⁸⁵⁾。市は私的な宗教集会を禁じ、さらには市外で行なわれるルター派の礼拝を妨げるため、日曜日と祝日にはそれが終わる時間まで市門を閉めるという措置も取った。これを提案したのは熱烈なカトリックで「異端者に支配された」故郷のハーゲナウを正しい信仰に戻すことを使命と感じていたビルトシュタインである。そうした中、改宗者も相次いだ。1625年にはマンスフェルト占領期に参審人に選ばれていたルドヴィヒ・グライフと共に、堅固な意思を持つプロテスタントとして知られていたシャイトがカトリックに改宗したことは驚きを以って受け取られた⁽⁸⁶⁾。

さて懲罰を受けた参審人階級であるが、彼らの失脚は一時的で後に再び参審人の地位に返り咲くことになる。ビルトシュタインが1625年、ヴェスターマイアーは1628年、ヘアリングが1629年、そして既に高齢に達していたカピトーが1630年に復職する。それより先1624年には新しいメンバーが参審人団に加わっている⁽⁸⁷⁾。特にここでは行論の中で重要な

⁽⁸³⁾ André Marcel Burg, *Patrizier und andere städtische Führungsschichten in Hagenau*, in: Hellmuth Rössler (Hrsg.), *Deutsches Patriziat 1430-1740, Limburg an der Lahn* 1968, S. 353-376.

⁽⁸⁴⁾ Grasser et Traband, *Histoire de Hagenau*, p. 105.

⁽⁸⁵⁾ *Ibid.*

⁽⁸⁶⁾ Georges Gromer (éd.), *Chronique des Jésuites de Hagenau (1604-1692)*, Hagenau 1959, p. 158.

⁽⁸⁷⁾ Auguste Hanauer und Joseph Klélé (hrsg.), *Das alte Statutenbuch der Stadt Hagenau*, Hagenau 1900, S.

人物としてヨハン・カスパー・ケーニヒとヨハン・フィリップ・ニートハイマーを挙げておく。

この時期に魔女裁判で実際に被告の尋問に当たったのは相変わらずごく少数の尋問官であり、帝国シュルトハイスの代理人として市の参審人から1名、他に参審人が1-2名、市警護官1名、場合により「24人衆」から1名と書記で、通常は3-4名の尋問官が被告と直接相対したのである。帝国代官府を代弁する立場の帝国シュルトハイスは本人が臨席することは少なく、概ね参審人の誰かがその代理という資格で出席して審理の形式を整えていた。平民の意識に近い立場の市警護官や参事会員は別にして、実質的に主導権を持っていたのはやはり市の最高エリートである参審人である。顔ぶれを見ると興味深い。1628年まではほとんどすべての尋問にビルトシュタインが顔を出す。一度厳しい懲罰を受けたものの、今やカトリック支配の尖兵として立ち働いていた。時折帝国シュルトハイスの代理役も務めている。同じく目立つのがシャイトである。彼はカトリック改宗後の1627年に参審人の地位に返り咲いている。同じく頻繁に出席しているのはプルンプター、肉屋を元々の家業とするモッシュェンロスである。彼らは市警護官としての資格で出席しており、手工業者ツンフトの中堅市民の声を代弁する立場にあった。新しいエリート家系として登場してきたニートハイマーとケーニヒも頻繁に顔を出す。ハーゲナウの都市エリートは16世紀末から17世紀初めにかけてかなり入れ替わっている。ある者はさらなる栄達を目指してより広い新天地、特にシュトラスブルクへと向かい、ある者は宗教改革とその後のカトリック復古政策で町を出たりする⁽⁸⁸⁾。元はハプスブルク家に使える役人の家柄であり、1615年に参審人の地位を獲得したビルトシュタイン、さらに遅れてニートハイマーはこうした市の支配層の入れ替わりの過程で参入してきた家系である。

1624年の政変で一度追い落とされ、その後復権したビルトシュタインとシャイトの立場がこの時期の魔女迫害を規定していたように思われる。要するに帝国代官府という上からの指令による改革で問責されながらも帝国代官の温情によって地位に戻ることができた者たちが、帝国代官レオポルト大公の意を迎えて激しい魔女迫害に走ったという推測が成り立つのである。1625年までシュトラスブルク司教でもあった大公レオポルトが魔女撲滅に積極的であったことは知られている⁽⁸⁹⁾。この事態を象徴するのが実は実際の尋問には

92-93.

⁽⁸⁸⁾ André Marcel Burg, « Grandeur et décadence de la bourgeoisie haguénaienne. Deux familles : les Brechter et les Hoffmann », dans : Jean Schlumberger (préf.), *La bourgeoisie alsacienne : études d'histoire sociale*, Paris 1954, pp. 181-192.

⁽⁸⁹⁾ Louis Schlaefli, *La sorcellerie à Molsheim (1589-1697)*, Molsheim 1993, pp.151-152 ; Sabine Schleichert,

1度しか登場しないヴェスターマイアーである。前述ルツィア・ライは1ヶ月以上の勾留期間中7度にわたる尋問を受けたが、一旦自白したことをその都度否認する彼女にヴェスターマイアーは執拗に繰り返しの拷問を命じている⁽⁹⁰⁾。1607年、1609年、1616年、1621年と計6人の被告をいずれも釈放か追放にしている彼の寛大な態度とは様変わりと言える⁽⁹¹⁾。実際先のヴァンネンヴェルティンの裁判で法律家らしい冷静な鑑定を出していることを考えると、彼が本心から積極迫害論者に転向したのかどうかは疑問である。ヴェスターマイアーは長老として市のエリートの中でも敬意を払われていたが、マンスフェルト期のことと問責され、それだけに新体制への忠誠心を試されるような立場に置かれていたのかもしれない。1630年の記録には拷問で既に腕を破壊されてしまったある被告にスペイン長靴の拷問を加えるという決定がなされているが、その会議では尋問役として彼が指名されているのである⁽⁹²⁾。

魔女の尋問が少数の者で行なわれ、公開性と透明性に沿った組織改革が進まないことにはもちろん批判があった。特に法律家を参審人の中に抱えながら、それを排除していたことは注目に値する。この時期法律家のヴェスターマイアーはほとんど尋問すなわち調書の作成には参加しておらず、やはり法律家のラウレンティウス・ボースに至っては参審人であるにも拘らず、まったく参加していないのである。学識法曹の関与という点に限れば、少なくともこの時期の魔女裁判はほぼ完全に素人裁判であったとすら言える。

口頭での尋問とそれによる調書の作成こそが被告の運命を決める要の段階だったから、尋問に参加できないということは、実質的に裁判からほとんど排除されていることになる。それどころか評決の前に尋問調書すら閲覧できない状況が常態化していたらしい。1627年10月4日の参事会でボースはその不満を吐き出した。事前に尋問調書を見せてもらえないのならば、自分は評決をすることができない、法的に考えれば自白で名前の拳がった者すべてを拷問して確かめねばならないからだ⁽⁹³⁾。参審人団の中ではヴェスターマイアーを上回る法学識者であり、マンスフェルト期に関する問責も受けていないそのボースが実質審理から徹底的に外されていたのは何故か。彼はどうやら市の中核エリートから煙たがられていた節がある。と言うのも1618年にマルガレータという名前の被告の尋問につき、既に参審人に名を連ねていたボースを差し置いて市はわざわざ外部のモルスハイム

Vorderösterreich : Elsaß, Breisgau, Hagenau und Ortenau, in : Lorenz und Schmidt, S. 253-266.

⁽⁹⁰⁾ AMH, FF 174, fol. 79v-81r.

⁽⁹¹⁾ AMH, BB 53, fol. 169r ; BB 57, fol. 36v-37r ; BB 58, fol. 278v.

⁽⁹²⁾ AMH, BB 65, fol. 313.

⁽⁹³⁾ AMH, BB 61, fol. 128v.

に法律家の鑑定を求めているからである⁽⁹⁴⁾。ともあれ調書の閲覧についての不満を表明したその一週間後に彼は魔女裁判の判決に票を投じようとはせず、代わりに審理の組織編成について抜本的な提案を行なっている。従来ごく少数の尋問官以外は書面でその結果のみを知らされてきたが、今後は10名から12名、ないしはそれ以上の陪席人が司法官として尋問に当たるべきだといふのだ⁽⁹⁵⁾。

このボースの提案は一般的な手続きの民主化という以上に刑事裁判の手続き、特に取り調べのあり方についての重大な問題を含んでいる。確かに彼の主張に従えば、供述でこれだけの共犯者の名前が挙がる以上、集団的共謀犯罪という魔女概念を前提にすればそれらをすべて律儀に尋問する必要が出てくるし、鼠算式に膨大な数の逮捕者が出てきて収拾がつかないことになるだろう。一人で数名を自白するのは普通で、中には20名以上の名前を挙げている者もいるからだ。ところがサバトで見かけたとされた者のうち、実際には一人か二人ずつが次の標的として選択的に逮捕されているに過ぎない。それだけでも十分にパニックを引き起こす芋づる式の迫害が成立するのだが、それはともかく要するにここでボースは尋問で絞り出される自白の信憑性に疑問を投げかけ、直接尋問に立ち会わないと書面だけではその具体的なやり方が分からないではないかと、法律家として不満を述べているのである。

この批判を受けてかどうか、1年以上経過してようやく1628年12月22日に魔女審問の組織に重要な改革がなされている。まず被告を不必要に長く勾留しないようにする。これは先のボースの提案と同日の会議で帝国代官府参議会員のボネウス博士から出されていた批判を受けたものであろう。但しこれは人道上の配慮という意味ではない。ここでボネウスが表明している不満というのは、代官府から持ち込まれた案件について市は迅速に処理をして処刑する場合もあるが一部はなお拘束を続けている、これに対し市の住人に対しては共犯者として名前が挙がってもぐずぐずして迅速に審理を進めようとはしていないというものであった。要するに代官府の意向に沿って共犯者も含めて処理を加速せよというのである⁽⁹⁶⁾。

⁽⁹⁴⁾ AMH, FF 173/12.

⁽⁹⁵⁾ AMH, BB 61, fol. 131r. なお、この会議では他にも被告の拘留環境が劣悪であることが問題視されており、勾留中の被告には新鮮な薬を提供して環境を清潔に保つべきこと、被告の教誨についてもなおざりなので、聖ゲオルク教会の司祭を充てて被告の求めに応じていつでも魂の慰めに当たるべきことと指示が出されている。また当時の刑吏はハーナウ伯領から招聘していたらしく、当の刑吏が仕事をしっかりしていないとして、別の刑吏をよこすよう問い合わせる旨も報告されている。

⁽⁹⁶⁾ AMH, BB 63, fol. 128v-129r.

尋問官の編成として、今後は6名の参審人、2名の口添え人があらかじめ候補として指定され、この内から2名ないし3名の参審人と1名の口添え人が選任されて実際の尋問に当たることになった。そして結果はその都度報告し、また四半期に一度交代し、拷問は適切だったか、再拷問と拘禁は適法だったかを審議するというものだった。結果はボースの提案からもはるかに後退したとは言え、制度的に見るならば不透明な密室での意思決定は少しばかり掘り崩されたかに見える。ただこの改革は具体的にはシビラ・ヴァーグナーという被告の案件をきっかけにしたものであり、具体的に選任されたのは市警護官のフォーゲルの他レーニヒとネーゲルという人物でどちらかが口添え人の役を務めたと思われる。そして肝心の尋問担当の参審人にはビルトシュタイン、ニートハイマーというこれまでと変わらない人物が選ばれているのである。帝国代官府の一般的な市制改革の指示、及びボースの提案から水面下でどのようなやり取りがあったのかは不明である。しかし改革を要求する代官府とこれに抵抗する市のエリートという構図がおぼろげながら見えてくる。そして魔女裁判の中身については、市は代官府の意を受けて従来よりはるかに厳しい処理をしていたが、代官府から見ればなお十分ではなく、しかも第2期と同様に市内と市外の被告の扱いに差を設けていたと言えようか。ところで上記の論述から明らかなように、大公レオポルトの意を体する帝国代官府は決して野放図な魔女狩りをやろうとしていたわけではない。恣意と不透明さを排して一定の合理的な制御の下に置こうとしていたのである。この傾向は帝国代官府と言うよりハプスブルク家の前方オーストリア官僚機構が本来持っていた内在的性向かもしれない⁽⁹⁷⁾。

このような迫害の激化は市民の迫害要求にも対応している。1628年には市警護官の報告として、魔女の害悪が広く蔓延しており、これを除去せねばならないという声が大いことを伝えている⁽⁹⁸⁾。しかし市の指導層はもう一方で市民の噂話に神経を尖らせていた。1628年に逮捕された3人の容疑者につき、ツンフトの中であれやこれやと尾ひれをつけて悪い話をしたりまた面白おかしく喋ったりすることは厳禁であり、懲りない者は監禁して晒し刑にすると厳しい態度で臨んでいるのである⁽⁹⁹⁾。魔女の審理と処断の演出はすべてお上の役割であり、平民があらぬ方向に暴走せぬよう統制する必要があったのだ。

3-5 第4期—再度の沈静化と新しい眼差し

1630年以降のこの時期の迫害は再び散発的なものに戻っている。何よりも環境が激変

⁽⁹⁷⁾ Schleichert ebd. ; Becker, Das Beamtentum.

⁽⁹⁸⁾ AMH, BB 63, fol. 29v-30r.

⁽⁹⁹⁾ AMH, BB 63, fol. 144v-145r.

した。1631年にはロートリンゲンの軍隊が、またその翌年にはグスタフ・ホルンのスウェーデン軍が町を占領する。1633年には撤退するも1634年には入れ代わりのフランス軍が入ってきて駐屯することになる。これ以降ハーゲナウを含めたアルザスの帝国都市はフランスの軍事的統治すなわち「国王の保護」下に入るようになった⁽¹⁰⁰⁾。1632年からほぼ10年近く公的な魔女裁判は行なわれていない。町の人口は激減しており度重なる兵士の略奪・狼藉で町は荒廃していた⁽¹⁰¹⁾。制度的に見れば決定的な要因は帝国シュルトハイスが不在だったということである。刑事裁判の主宰者である帝国シュルトハイスは外国軍隊の到来と共に町を去っており、その主宰なしには建前上刑事裁判そのものが開けないのであった。フランス軍の統制下に入ってから市は犯罪者を逮捕・拘束はするものの、それ以上どう処理しているのか分からない状況であった。法律家に助言を求めても「フランス軍がいつまで町に留まるのか分からないし、かと言って従来やってきたように帝国シュルトハイスを仲間内から選ぶとフランス人が口を出してくるだろうし、また皇帝にも不都合と災禍が生じる」ので、通常の身体刑は課すことができず、追放刑かこのままずっと牢に繋いでおくしかないという結論に達するのみであった⁽¹⁰²⁾。1634年の記録には「戦時下の混乱により」シュルトハイスの代理ができない状況下ではいつまでも被告を勾留できず、ウアフューデの上費用を払わせて釈放すると決議されているし⁽¹⁰³⁾、1637年の記録によれば勾留している女たちは「告発状況から見て有罪だと思われるが、今日の状況下では司法を継続することができない」から釈放するという決定がされている⁽¹⁰⁴⁾。

ではこうした外的環境の変化だけが迫害減少の要因だったのだろうか。この時期の記録で目立つのは、個々の害悪魔術の鑑定に医者、外科術師が動員されていることである。もちろんたまたま記録されているだけで、そうしたことはそれ以前からあったのだろう。しかし記載するという事は記録に値するものとしてそれに関心が向いているということである。魔術現象には神学や法学だけでなく、医学とりわけ臨床的な探索のメスが入っている。その際本質的なことは、そこでは人や動物の死因が自然なものか外部の見えない力の介入によるものなのかが問題であり、空中飛行や魔女の集会、信仰の問題などは医学本来

⁽¹⁰⁰⁾ Vgl. Wolfgang Hans Stein, *Protection Royale. Eine Untersuchung zu den Protektionsverhältnissen im Elsaß zur Zeit Richelieus. 1622-1643, Münster (Westfalen) 1977.*

⁽¹⁰¹⁾ ヴェスターマイアーは自宅の庭を抜き身の剣を持った兵士が複数うろついており、自分の奉公女では制止できないし、恐ろしいと訴えている。AMH, BB 71, fol. 79v.

⁽¹⁰²⁾ AMH, BB 70, fol. 19v; 一方で南部諸都市については「国王の保護」など無視して司法業務を処理すべきだと、コルマルから檄が飛んでいる。Les Archives municipales de la ville de Munster, FF2/20.

⁽¹⁰³⁾ AMH, FF 174, fol. 67r.

⁽¹⁰⁴⁾ AMH, BB 72, fol. 165v.

の領分の外にあることだ。体の傷や変色の観察も刑吏という専門家の手から別の専門家の手に移り、そしてその後者の専門家は鑑定という臨床知の判断を提供することで司法判断そのものに食い込んでくる。その結果魔女裁判は再び個別の害悪魔術へと収束していく。

こうした徴候は既に 1629 年から現われている。3 月 5 日の議事録には自分も子供も魔女に病気にされたと訴えてきた女性と被疑者について 2 人の外科術師の証言が詳しく記載されている。その一人ハンス・コンラート・シェーファーによると、カステンケラリンという女性が子供を抱いて自分を訪ねてきて、この子が邪悪な病気にされていると訴えた。彼が診たところでは特にそういう風には見えない。その後彼女はとかく魔女の噂のあるコルプマツヒヤリンの所へ行った。コルプマツヒヤリンは答えて曰く「あんたは私のことを魔女だと言ってるけど、うちに来たからには助けてあげよう。」その時彼女はカステンケラリンの腕を突いた。それから痛みが走り出し、浮腫が出てきた。カステンケラリンはまた外科術師のシェーファーの所へ走っている。彼は診察して、患部は熱を持っているし確かに悪い病気だと診断した。その後コルプマツヒヤリンが彼女を訪れ、治療のために獣脂や硫黄などから成る軟膏を届けたのである⁽¹⁰⁵⁾。もう一人の外科術師も浮腫を見てこれは邪悪な者の仕業だと言ったところ、カステンケラリンはコルプマツヒヤリン以外に原因は考えられないと答えた。これは古くからあった村の魔術師を中心に魔女が特定されていく過程と連続性があるとも言えるが、決定的に違うのは呪文や透視による判断といった遠隔操作の要素が欠けていることである⁽¹⁰⁶⁾。

1630 年末に牛飼いディーボルト・アッカーマンの妻が訴えてきた。クラウス・シュナイダーという牛飼いが訪ねてきて、夫に幸福になるか不幸なるかあんた次第だという意味のことを言って手を差し出した。彼はアッカーマンから土地の利用権を借りたかったようなのである。その後アッカーマンは病気になる腫れ物ができて、もう長くは持たないだろうと報告された。市の顧問医師カスパー・ケーニヒ博士は刑吏その他の人と共に病人を詳しく診察している。そうこうするうちに一週間も経たずにアッカーマンは死んでしまった。12 月 11 日の議事録ではケーニヒ博士と外科術師から成る検死団にアッカーマンの死因の詳しい報告を求めており、その鑑定意見が提出され次第シュナイダーを逮捕して取り調べるとされている。言わば臨床の医学鑑定が審理の決定的な構成要素になっているのである。

このような眼差しの変化には 1615 年に市の医師の資格を得た当のケーニヒが 1624 年以

⁽¹⁰⁵⁾ AMH, BB 63, fol. 198v-199v ; Klélé, S. 157-159.

⁽¹⁰⁶⁾ 村の魔術師に持ち込まれる相談を通じて魔女が特定されていく過程については特に Rainer Walz, Hexenglaube und magische Kommunikation im Dorf der Frühen Neuzeit. Die Verfolgungen in der Grafschaft Lippe, 1994, S. 208-217.

来参審人を務めて、魔女審問団にも頻繁に加わっていたという事情が大きかったであろう。しかも彼は1627/28年には市長も務めている。少なくとも1628年までの彼は魔女問題については帝国シュルトハイス代理のビルトシュタインを初めとする審問団の多数意見に抗うことはなかったようで、存在感は薄い。しかしビルトシュタイン、シャイトが引退すると、ようやく魔女裁判を主導する立場に立ち始める⁽¹⁰⁷⁾。ケーニヒと同じく1624年から参審人団の仲間入りをしたニートハイマーは新参の家系であり、その父親がブザンソンで医学の博士号を取り、ハーナウ伯に医師として仕えていたことから、医学的知見に暗くはなかったであろう⁽¹⁰⁸⁾。

法律家と同様、職業としての医師もまたその職業ゆえに魔女問題に特定の立場を代表していたというわけではない。個別解答こそが実践的問題解決の学としての法律学の真骨頂であったのと同様、医師もまた臨床から離れるわけにはいかず、あくまでも個別の判断こそをその存在理由としていたのである。さらにハーゲナウでは外科術師の職能団体が医師のそれと同等の地位を持っており、書物の知識には乏しいものの臨床経験が豊富な彼らの意見も尊重されていたことは特筆しておいてよい⁽¹⁰⁹⁾。魔女についても過度な一般化による推論が予断を許してしまうという警戒感は共有されていたように思われる。

この最終期には拷問されても自白せずに釈放される被告が目立つ。1630/31年で少なくとも5人が拷問に耐えてウアフューデの上釈放ないし都市追放になっている。被告を吊り上げる時の重しの石の数は記録されているが、実際の拷問の匙加減はそれだけでは判断が難しい。通常は0~2個までのところ、3個の重しをされてもおお自白しない被告がいた。司法官の側に自白するまで拷問する姿勢が薄れていたのはおそらく間違いないだろう。1628年末の組織改革に伴って拷問にも一定の制限が加えられ、カール五世刑事裁判令の規定が厳格に適用されて新たな徴表がない限り拷問を繰り返すことが禁じられたことが大きかったと思われる⁽¹¹⁰⁾。第3期の大迫害期の後半から尋問には口添え人が立ち会うことになった。1628年末の一連の裁判では拷問に際して穏和に行なうよう口添え人が介入していることが記録されている⁽¹¹¹⁾。もはややりたい放題の拷問は難しくなり、その結果自白率

⁽¹⁰⁷⁾ ビルトシュタインは1632年にカプチン修道会に入るため町を出る。シャイトは1636年に死去するが、魔女の尋問に名前が現われるのは1627年末までである。

⁽¹⁰⁸⁾ Burg, Patrizier, S. 363.

⁽¹⁰⁹⁾ Richard Schalk, « Les médecins et la vie médicale à Haguenu aux XV^{ème} et XVI^{ème} siècles », *Études Haguenoviennes* Tome XI 1985, pp. 91-152 (ici : p. 120).

⁽¹¹⁰⁾ AMH, BB 63, fol 128v.

⁽¹¹¹⁾ ebd.

も下がるようになった。こうした状況に実は市の司法官も途方に暮れていた。前述のシュナイダーも拷問にも拘わらず否認を続けて結局は釈放されているし、1631年の初めに逮捕されて審理が行なわれたヤーコプ・シュミットという被告もまた否認を続けてこれもまた釈放という結果に終わった。その直後市はホーホフェルデンの帝国代官府と当時魔女迫害が猖獗を極めていたヴェルツブルク司教領に宛てて、市の状況では魔女の害悪が蔓延るのを効果的に防ぐことができないが、どうしたらいいかと問い合わせ、ヴェルツブルクの経験を教えて欲しいという旨の書簡を出している⁽¹¹²⁾。ヴェルツブルクからの返事の内容は不明であるが、参事会で読み上げられたのは3月3日、シュミットは2月17日に既に釈放されているから、おそらくはそれに関わりなく釈放が決められたのであろう。

ではこの時期に一般市民からの迫害要求も後退したのだろうか。1635年の議事録には「魔女術を処罰すること。なぜならこの弊害は〔世に〕広く蔓延しており、滅茶滅茶にしようとしているからだ。日中にほとんど大っぴらにダンスに飛んで行くのが目撃されているし、畑に損害を与えていることは言わずと知れている。したがってお上は〔自白で〕名前の挙がった子どもを逮捕して真剣に処罰せねば、神がお上を罰することを心配せねばならない。」と記されている⁽¹¹³⁾。表現としては仰々しく知識人の悪魔学や君侯国家の布告に見られるような言い回しを借りている。これはしかし市警護官会議が参審人に対して報告しているという文脈での記録であることに注意しなければならない。つまりこうした大上段に振りかぶった表現を取りながら、実は魔女迫害を望む一般市民の意識を代表する形でエリートに要求をぶつけているのである。彼らは相変わらず迫害熱に浮かされていた。ところが他方でエリートからはこれら市民たちに対して「かなりの市民が教会にも行かず肉を貪り食っていると聞き及んでいる。彼らは礼拝に行くように、また子供や従僕にもそうさせるように処罰でもって」対処せねばならないと苦言が呈されている⁽¹¹⁴⁾。不真面目な生活をしているのは農民ばかりではないのである。魔女の不処罰が神の怒りを呼び起こすと言う時、そこで語られている魔女には全体秩序への挑戦という含意がある。目先のことに捉われている不信心の庶民に全体秩序など語る資格があるのか？ 敬虔な信仰生活を送っている者こそがそうしたことを語るにふさわしいのだ。

⁽¹¹²⁾ Johann Diefenbach, *Der Hexenwahn vor und nach der Glaubensspaltung in Deutschland*, Frankfurt am Main 1886, S. 127.

⁽¹¹³⁾ AMH, BB 70, fol. 389r.

⁽¹¹⁴⁾ AMH, BB 63, fol. 124r.

この時期市のエリートは全体秩序に挑戦する魔女という関心を既に失っている。魔女問題は再び平民から上がる個別周縁的な犯罪事象となり、彼らの不満を受け止めるお上としての度量の問題になっている。実際この時期の告発はすべて個別害悪魔術を主題としており、空中飛行だのサバトだの不特定多数への攻撃だのといった要素は希薄である。そして参審人を中心にしたエリートは魔女問題に関しては以前の慎重な態度に戻ったと言える。

ところでフランスの臨時軍政下においても司法については市は独立した権限を保ち、自律的に決定を下すことができた。少なくともその筈であった。しかし実際には軍司令官が何かにつけて介入している。魔女裁判についてもそうであった。1625年以降魔女事件に関しては必ずパルルマンに送致させ、拷問に極めて抑制的であった当時のパリ・パルルマン、そしてそれに影響されたフランスの司法はこの時期の帝国都市では全く問題にならない。素人の軍総督の恣意的判断によって魔女裁判も左右されることになる⁽¹¹⁵⁾。

1641年に奉公女であったマリア・フリッキンは雇い主の母親の母乳を出ないように、つまり奪ったという嫌疑がかけられていた。母親からの訴えによりマリアを逮捕させたのはフランス軍の総督ド・ラシリーである。前任者のデグボンヌと違ってド・ラシリーは魔女狩りに積極的であった。渋る市に対し彼は神聖ローマ皇帝の代官が居ると同様に審理を進めるよう要求している。市の司法官は2人の産婆を送って、本当にその母の乳が出ないのは魔法によるものか、それとも自然の出来事なのかを診断させている。ここでも実地の検証が優先されている。結局マリアは有罪の証拠がないということで釈放されることになった⁽¹¹⁶⁾。

さらにこうした状況を象徴するのが1645年のヴレンヴェーバリンの事例である⁽¹¹⁷⁾。彼女は隣人に訴えられ既に逮捕されてはいたが、市はそのまま放置して尋問をしていなかった。逮捕が誰の主導によるものかは記録がないので分からない。参事会は勾留中のヴレンヴェーバリンを裁判にかける気があるのかと総督ド・ラシリーの妻が市長に対して質問したことから、この事件は総督案件として動きが加速している⁽¹¹⁸⁾。翌日総督ド・ラシリーは代理を差し向け、ヴレンヴェーバリンに対する審理を開始すべきであり、その日の午後にも総督代理のエクステル自身が出席して尋問すべきだと要求している⁽¹¹⁹⁾。さらにその2

⁽¹¹⁵⁾ Joseph Klaitz, *Witchcraft Trials and Absolute Monarchy in Alsace*, in: Richard M. Golden (ed.), *Church, State, and Society under the Bourbon Kings of France*, Lawrence (Canada) 1982, p. 148-172.

⁽¹¹⁶⁾ AMH, BB 76, fol. 56v-57r, 59r.

⁽¹¹⁷⁾ Klélé, S. 172-175.

⁽¹¹⁸⁾ AMH, BB 77, fol. 272r.

⁽¹¹⁹⁾ AMH, BB 77, fol. 273r.

日後の会議では、何故参事会はヴレンヴェーバリンを拷問しないのか、何ならそのために明日士官を派遣してもよいぞという総督の意向が伝えられた。こうした総督の強い態度に押されて市の司法官は渋々尋問を開始する命令を発している⁽¹²⁰⁾。しかし軍人で法学にも神学にも素養のないド・ラシリーが被告の審理に水審を採用しようとしたことは宗教界から猛反発を呼んだ。イエズス会の説教師がこれを公に批判したのである。こんなやり方がまかり通るならば、他の市民もまた同じやり方で巻き込まれる恐れがあると、この総督の提案を指弾した。水審はデルリオ、レッシウスといったイエズス会の権威からきっぱりと拒絶されており、とりわけデルリオはこの試罪法への批判を詳細に展開している⁽¹²¹⁾。これは神を試すことであり、カトリックの裁判官が採用すべきものではないというのがイエズス会の共通認識であった。

各修道会の魔女迫害に対する態度は微妙であり、また都市によっても異なっている。調査した限り、アルザスではシュレットシュタットのドミニコ会がある魔女被疑者に有利な証明書を出して、迫害を進める市書記に叱責されるという事件が起きているが、それ以外にはイエズス会を含め、魔女迫害に特定の態度をとっているところは見当たらない⁽¹²²⁾。ハーゲナウのイエズス会年代記は彼らが魔女の聴罪にあたったことを伝えているが、恋人を装った悪魔の罠に陥るといったパターンをなぞって、世俗当局の迫害論理に異議を唱えているわけではない。しかし彼らはこの世の民衆の迫害熱の激しさに瞠目すると共に、聴罪師として火刑が決まった魔女に付き添う中で、彼女らがもはや生には執着せず牢から出て永遠の別の世界に向かって旅立つのを望んでいることを知る⁽¹²³⁾。

同年代記によれば、説教壇からの厳しい叱責が功を奏し、ヴレンヴェーバリンは釈放されたのである⁽¹²⁴⁾。そしてこれがハーゲナウにおける最後の魔女裁判となった。

この1645年の最後の事件以降になると、もはやイエズス会は魔女についてではなく、もっぱら悪魔についてのみ語るようになる。悪魔は人間を罠にかけ欺くために聖人やマリアの姿をして現われる。人間は悪の手下としての魔女ではなく犠牲者としての悪魔憑きとして解釈される⁽¹²⁵⁾。人間の体は善と悪との闘争の舞台となり、悪魔に取り憑かれた者は火

⁽¹²⁰⁾ AMH, BB 77, fol. 273v.

⁽¹²¹⁾ P. G. Maxwell-Stuart (ed.), Martín Del Rio. *Investigation into Magic*, Manchester/New York 2000, p. 183-188 ; 無論シュベールも水審を批判している。Friedrich von Spee, *Cautio Criminalis*, Nördlingen 1987, S. 34-35.

⁽¹²²⁾ Les Archives municipales de la ville de Sélestat, FF 38/2 (1631年12月1日)、またロットヴァイルでも各修道会は聴罪にあたったカプチン会を含め魔女迫害に何の目立った意見も表明していない。Zeck, S. 434. 但し神聖ローマ帝国全体では魔女迫害に対するイエズス会の積極的役割が注目されるようである。cf. Voltmer.

⁽¹²³⁾ *Chronique des Jésuites*, pp. 183-184.

⁽¹²⁴⁾ *Chronique des Jésuites*, p. 222.

⁽¹²⁵⁾ Blum, p. 77 ; *Chronique de Jesuite*, p. 285.

刑ではなく一種の医療行為と言える悪魔祓いで対処すべきものとなった。

4. おわりに

以上、ハーゲナウの魔女迫害を4つの時期に区切って概観した。もう一度各時期の特徴をまとめてみると次のようになろう。第1期は散発的な告発と裁判があるのみで、容疑は個別的害悪魔術が中心になっている。また帝国代官府からの訴訟指揮介入の圧力も見られる。第2期もやはり個別的対応であるが、帝国代官府からの被疑者の移送が目立つようになる。市はこれに対し都市内からと農村からの被疑者に選別的に対応する傾向が見られる。魔女の取り扱いについては方法的にもまだ確立していない。第3期は集中的な迫害期であり、下からの迫害要求の増加も推測されるが、それよりもとりわけ政治的な要因による激しい拷問の適用で連鎖的に犠牲者が続出する。途中から一定の法的な歯止めと取り調べ方法の改革が見られる。第4期は再び個別的対応に戻る。戦争による疲弊と混乱という外的要因が大きかったとは言え、明らかに市当局の視線に新しい傾向が見られる。第3期の改革の成果が出始めると共に、第2期までの当惑と自信のなさ比べて、市の認識は新しい次元に入り、司法官の審理が一定の専門的学識に裏打ちされるようになってくる。

これらすべての時期に一貫しているのは不透明な縁故主義と表裏一体のものである市の支配層の政治的・文化的エリート主義だと言える。彼らの高踏主義は中堅以下の市民層、そして周辺村落からの迫害要求に対して距離を置き、慎重な姿勢を支えるものであった。なぜなら市の支配層は下々には靡かず、しかし聞く耳を持つお上として振る舞うものであり、魔女裁判は何よりも統治の問題であったからだ。だがこの寡頭制支配は法律家を排除した第3期に見られるように、問題解決の規整原理を外されると無軌道な恣意的司法にも道を開きうる。ごく少数の担当司法官による密室での取り調べと恣意的な拷問がそれを物語る。

魔女裁判は都市社会という小共和国の寡頭支配と民主化要求との緊張関係の中で考えることができる。参事会に加わる「24人衆」と特任会に加わる市警護官は、現実にはごく限定的な役割しか持たなかったとしても、手工業者などの中堅市民層が市政にその声を届ける回路であった。生活条件からしても、またこうした社会制度からしても都市では天候魔術などの不特定多数への魔術被害を理由とした告発は出にくいし、また告発が無差別テロからの共同体全体の防衛という表現をとっていたとしても、当局は個別の原因を探索するであろう。お上は平民に全体として対峙・対話するのではなく、統治機構に組み込まれたこの伝声回路とそれを通じた問題の個別処理こそが支配層と中堅市民層の暗黙の了解事

項であった。

都市が農村に比べてより顕著な特徴を示すのは、共同体内での階層分化、機能分化であり、それは政治的、経済的のみならず文化的にも異質な要素が組み合わさったシステムとして機能していることである。その意味で共同体の総意というのは必然的に擬制たらざるを得ない。無論これはその都市の規模に依存しているであろう。ハーゲナウはその規模と少なくとも三十年戦争までの経済的实力、そして何よりも帝国代官府のお膝元にして十都市同盟筆頭という政治的重要性からも他の小都市に比べて格段にそうした性格が強かった。

市壁で囲まれた都市空間の統治者としての彼らは自らの認識を計算可能・予測可能なものに限定していた。そうすることによってのみ経済も統治システムも彼らに理解可能なものとなる。それは彼らが不思議や超現実を知らなかったということではない。しかしそれについて彼らは何も語らない。彼らの仕事は不思議なものに驚いてそれを説明しようとするのではない。あらゆるものに不気味な象徴を見て恐れおののくのも結構だが、自分たちはそうではないと、彼らは計算可能で予測できる世界に関心を自己限定している。その予測を超えた世界はこちら側の世界に直接侵入してこない限り、それとして放置される。彼らは物理的空間のみならず、思惟の上でも市壁の内側に止まろうとしていたし、またそうした責務があった。不可思議な事件にはその不可思議を詮索するよりも、まずは事件を実践的に処理しなければならなかったからである。事件が悪魔学的魔女という既存の解釈枠組みに収まればそれでよいし、それ以上余計な解釈は必要ない。前述ヴェスターマイアーの鑑定書にも見られるように、読み書きもろくにできず、まともな信仰心もないような庶民は不思議の世界に右往左往と翻弄され、その結果不思議でもないものにまで不思議を見て大騒ぎするのだという軽蔑の念を市のエリートは強く持っていた。

エリートたるものに必要な資格は教養である。ハーゲナウに残された当時の図書の中に今日知られている悪魔学文献が含まれていないことは以前の拙稿で指摘しておいた。彼らの教養と当世の悪魔学的議論との関係は今後検討を要する課題だろう。少なくともカイザースベルクやテュルクハイムなどの小都市の事例に見られるような、感覚的・経験的合理性と不思議への素朴な無関心よりは、ハーゲナウの場合、特に第3期後半以降、その認識上の自己限定はより方法的なものだったように思われる。そうした都市で一時期集中的迫害が起こったとすれば、それはむしろ支配機構と政治の問題に関係付けるのが妥当であろう。